

豊頃町地域防災計画

【地震・津波災害対策編】

(改定案)

令和5年2月

豊頃町防災会議

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画推進に当たっての基本となる事項.....	1
第4節 計画の基本方針.....	1
第5節 豊頃町の自然等及び社会的状況.....	3
第6節 豊頃町における地震・津波の発生状況.....	4
第7節 豊頃町に被害を及ぼすと考えられる地震.....	7
第8節 町における想定地震・津波.....	11
第2章 災害予防計画.....	16
第1節 住民の心構え.....	16
第2節 地震・津波に強いまちづくり推進計画.....	19
第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発.....	21
第4節 防災訓練計画.....	22
第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画.....	23
第6節 相互応援（受援）体制整備計画.....	24
第7節 自主防災組織の育成等に関する計画.....	24
第8節 避難体制整備計画.....	24
第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画.....	24
第10節 津波災害予防計画.....	24
第11節 火災予防計画.....	28
第12節 危険物等災害予防計画.....	29
第13節 建築物等災害予防計画.....	29
第14節 土砂災害予防計画.....	30
第15節 液状化災害予防計画.....	30
第16節 積雪・寒冷対策計画.....	31
第17節 業務継続計画の策定.....	31
第18節 複合災害に関する計画.....	31
第3章 災害応急対策計画.....	32
第1節 応急活動体制.....	32
第2節 地震・津波情報の伝達計画.....	33
第3節 災害情報等の収集及び伝達計画.....	42
第4節 災害広報・情報提供計画.....	44
第5節 避難対策計画.....	44
第6節 救助救出計画.....	45
第7節 地震火災対策計画.....	45

第8節	津波災害応急対策計画	46
第9節	災害警備計画	48
第10節	交通応急対策計画	48
第11節	輸送計画	48
第12節	ヘリコプター等活用計画	48
第13節	食料供給計画	48
第14節	給水計画	48
第15節	衣料・生活必需物資供給計画	48
第16節	石油類燃料供給計画	48
第17節	生活関連施設対策計画	49
第18節	医療救護計画	50
第19節	防疫計画	50
第20節	廃棄物等処理計画	50
第21節	家庭動物等対策計画	50
第22節	文教対策計画	50
第23節	住宅対策計画	50
第24節	被災建築物安全対策計画	50
第25節	被災宅地安全対策計画	52
第26節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	53
第27節	障害物除去計画	53
第28節	広域応援・受援計画	53
第29節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	53
第30節	災害ボランティアとの連携計画	53
第31節	救助法の適用と実施	53
第4章	災害復旧・被災者援護計画	54
第1節	災害復旧計画	54
第2節	被災者援護計画	54
第5章	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	55
第1節	総則	55
第2節	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性	56
第3節	関係者との連携協力の確保に関する事項	58
第4節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	59
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	66
第6節	防災訓練計画	69
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	70
第8節	地域防災力の向上に関する計画	72
第9節	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項	73
第10節	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	74

第1章 総則

第1節 計画の目的

本編第1章第1節「計画の目的」を準用する。

第2節 計画の性格

この計画は、「豊頃町地域防災計画」における「地震・津波災害対策編」として、防災会議が作成する。

なお、この計画に定められていない事項については、「豊頃町地域防災計画（本編）」による。

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本編第1章第3節「計画推進に当たっての基本となる事項」を準用する。

第4節 計画の基本方針

この計画は、町及び指定地方行政機関、指定公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任者を明確にするとともに、地震及び津波の防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施項目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じて修正を行うものとする。

第1 実施責任

1 町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

2 北海道

北海道は、北海道の地域並びに道民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、北海道の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、その所掌事務を遂行するに当たっては、指定行政機関

及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び北海道の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、町及び北海道の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震・津波災害予防体制の整備を図り、地震・津波災害時には、応急措置を実施するとともに、町、北海道その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

地震・津波防災に関する処理すべき事務又は業務は、本編第1章第6節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用するが、町及び北海道が行う主なものは、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

1 町（消防機関含む。）

- (1) 住民の自主防災組織の育成及び住民の自発的な防災活動の促進に関すること。
- (2) 地震・津波防災に関する知識の普及及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
- (3) 防災訓練及び地震・津波防災上必要な教育の実施に関すること。
- (4) 災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。
- (5) 防災に関する施設、設備の整備に関すること。
- (6) 応急用食料及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること。
- (7) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。
- (8) 消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。
- (9) 避難指示等に関すること。
- (10) 被災者に対する避難対策、救助、救護及び救援に関すること。
- (11) 災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。
- (12) その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置に関すること。
- (13) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。
- (14) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること。
- (15) 要配慮者の把握及び擁護に関すること。
- (16) 防災ボランティアの受入れに関すること。

2 北海道

- (1) 地震・津波防災に関する知識の普及及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
- (2) 防災訓練及び地震・津波防災上必要な教育の実施に関すること。
- (3) 災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。
- (4) 防災に関する施設、設備の整備に関すること。
- (5) 防災に関する食料の供給、資材及び機器の備蓄並びに供給に関すること。
- (6) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。
- (7) 避難指示等に関すること。
- (8) 被災者に対する救助、救護及び救援に関すること。
- (9) 災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。
- (10) 市町村及び防災関係機関が実施する防災事務又は業務の総合調整に関すること。
- (11) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。
- (12) 災害時におけるボランティア活動に関すること。
- (13) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (14) その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置に関すること。

第3 住民及び事業所の基本的責務

本編第1章第7節「住民及び事業者の基本的責務」を準用する。

第5節 豊頃町の自然等及び社会的状況

地震災害は、自然条件や地形の状況に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害が、同時複合的に現出するという特性をもっており、被害を拡大する社会的災害要因としては、要配慮者の増加、住民意識の変化、生活環境の変化、情報化社会の進展などが考えられる。

第1 自然的状況

本編「第2章 第1節 自然的条件」を準用する。

第2 地形の概要

北海道の中央部には、襟裳岬から宗谷岬まで、ほぼ南北に伸びる稜線を持つ山地や丘陵地からなる山地帯が分布し、北海道の背骨にも例えられている。この山地帯は、南北に2列に並行して伸び、東列には南から日高山脈、北見山地が分布し、西列には南から夕張山地、天塩山地、宗谷丘陵が分布する。山地帯の2列の山地の間には、南から富良野盆地、上川盆地、名寄盆地などが分布し、細長い凹地帯を形成している。

山地帯の東側は、中央を北東－南西方向に阿寒－知床火山列の火山山地が走り、その南側には白糠丘陵を挟んで、十勝平野、釧路平野そして根釧台地と広大な平野や台地が発達する。知床半島が火山山地からなり急峻な地形を持つのに対し、根室半島は白亜紀の堆積岩からなり平坦な地形となっている。

太平洋側の海底地形は、海岸線にほぼ平行な海底斜面が、太平洋プレートのオホーツクプレートへの沈み込み帯となっている、千島―カムチャッカ海溝まで続いている。プレートの沈み込み帯では、「平成 15 年（2003 年）十勝沖地震」などのような大規模な地震が発生している。

また、「平成 5 年（1993 年）釧路沖地震」や「平成 6 年（1994 年）北海道東方沖地震」は、海洋プレート内のプレート破断型地震ではないかとみられている。釧路沖には海底斜面を切り海溝底まで続く全長 190km、日本最大の釧路海底谷が発達している。

第 3 社会的状況

1 高齢化の進行等による要配慮者の増加

本町の人口は、令和 2 年国勢調査において 3,022 人で、このうち 1,192 人（約 4 割（39.4%））が高齢者となっている。

高齢者人口の割合が増加すると、避難等に支援を必要とする避難行動要支援者や避難所等での支援等が必要な要配慮者の割合が増加するため、こうした要配慮者に対する早期の避難を促すためにも防災意識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び避難所等での支援等の取組も重要である。

2 住民意識の変化

近年の核家族世帯や一人暮らしの増加に伴い、住民の地域的連帯感の希薄化が見られる。減災に向けては、「自らの身の安全は自ら守る」という住民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等地域における防災体制の整備充実が欠かせないものといえる。

3 生活環境の変化

人々の生活様式の変化は、電気、ガス、水道、電話、インターネット等のライフライン施設への依存度を高めている。しかし、ライフライン施設は、災害により被害を受けるとその復旧に時間を要し、二次災害の発生の危険性も含んでいる。

また、行政機関においてもライフラインへの依存度は高いため、初動体制や業務継続への影響が極力出ないように備蓄やバックアップ体制の整備が必要である。

4 情報化の進展

最近の ICT 技術の進展を背景として、公共機関、金融、流通機関等の情報システムは、中枢管理機能の集積を促している。災害時における、その機能障害は、多方面に影響を及ぼし被害が拡大、長期化するといった災害の広域連鎖を招く危険性を内包している。

第 6 節 豊頃町における地震・津波の発生状況

第 1 町及びその周辺で発生した被害地震

北海道で記録が残っている被害地震は、1611 年（慶長 16 年）の三陸沖地震以来、約 390 年間に 100 回以上発生しており、昭和 20 年以降においても、1952 年（昭和 27 年）十勝沖の地震、「1968 年十勝沖地震」、「1973 年 6 月 17 日根室半島沖地震」、「昭和 57

年（1982年）浦河沖地震」、「昭和58年（1983年）日本海中部地震」に、「平成5年（1993年）釧路沖地震」、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」、「平成6年（1994年）北海道東方沖地震」、「平成15年（2003年）十勝沖地震」と大きな被害を及ぼした大地震（津波）が発生している。なお、平成30年9月には震度7の「平成30年北海道胆振東部地震」が発生し、全道で停電が起きるなど住民の生活に大きな影響が発生した。

町に大きな被害をもたらした主な地震・津波は、2003年に発生した「平成15年（2003年）十勝沖地震」など表1のとおりであるが、その他に1960年（昭和35年）に発生したチリ地震の影響で4mの津波を観測した記録がある。なお、北海道規模での最大被害地震は、1993年（平成5年）に奥尻を中心に津波による大被害（死者・行方不明者229人）を出した「北海道南西沖地震」が挙げられる。

【表1 過去に発生した町における主な被害地震】

(M=マグニチュード)

発生日月、名称	震源等	規模	震度	主な被害状況
昭和27年3月4日 (1952) 午前10時22分 「十勝沖地震」	十勝沖 (襟裳岬東方 約70km) N 41° 42' E 144° 09' 深さ54km	M8.2	6 (現地調査による。)	北海道東太平洋沿岸に大被害、大津波 死者28人、行方不明者5人、負傷者287人 住家流出91戸、半壊1,324戸 ※豊頃町の被害 (1)人的被害 不明 (2)豊頃村被害 被災戸数1,101戸 被災者数3,804人 家屋全壊366戸 家屋半壊735戸 被害総額414,476千円 (3)大津村被害 被災戸数726戸 被災者数4,024人 家屋全壊264戸 家屋半壊13戸 (4)被害総額 276,446千円
平成5年1月15日 (1993) 午後8時6分 「平成5年釧路沖地震」	釧路沖 N 42° 55' E 144° 21' 深さ101km	M7.5	6 (釧路市)	釧路地方に被害 死者2人、負傷者966人 住家全壊53戸、半壊254戸 ※豊頃町の被害 (1)人的被害 重傷者1人 軽傷者3人 (2)家屋 半壊18戸 65人 一部破損16戸 79人 (3)農業被害 共同利用施設2箇所 営農施設30箇所 (4)土木被害 道路23箇所 河川1箇所 橋梁8箇所 (5)水産被害 漁船破損14隻 共同利用施設2箇所 (6)その他 林道3箇所 被害 水道22箇所 商工業31箇所 小学校1校 社会教育施設3箇所 (7)被害総額 587,907千円

発生年月日、名称	震源等	規模	震度	主な被害状況
平成 6 年 10 月 4 日 (1994) 午後 10 時 22 分 「北海道東方沖地震」	北海道東方沖 N 43° 23' E147° 40' 深さ 28km	M8.2	6 (釧路市)	釧路、根室地方に被害 負傷者 436 人、住家全壊 61 戸、半壊 348 戸 ※豊頃町の被害 (1) 農業被害 農業用施設 1 箇所 営農施設 1 箇所 その他施設 3 箇所 (2) 土木被害 道路 1 箇所 河川 4 箇所 (3) 商工被害 商店 12 箇所 (4) その他 消防用施設 1 箇所 (5) 被害総額 95,778 千円
平成 15 年 9 月 26 日 (2003) 午前 4 時 50 分 「平成 15 年十勝沖地震」	十勝沖 N 41° 47' E144° 05' 深さ 45 km	M8.0	6 弱	北海道東太平洋沿岸に被害 死者 1 人、行方不明 1 人、負傷者 847 人 住家全壊 116 戸、半壊 368 戸 ※豊頃町の被害 (1) 人的被害 死者 1 人 行方不明者 1 人 重傷者 1 人 軽傷者 53 人 (2) 家屋 全壊 9 戸 24 人 半壊 27 戸 69 人 一部破損 105 戸 454 人 (3) 農業被害 農道 14 箇所 営農施設 353 箇所 (4) 土木被害 道路 158 箇所 河川 6 箇所 橋梁 1 箇所 下水道 143 箇所 (5) 水産被害 漁船沈没 1 隻 漁船破損 14 隻 共同利用施設 7 箇所 (6) その他 林道 19 箇所 被害 水道 町内一円 商工業 75 件 小中学校 4 校 (7) 被害総額 2,694,206 千円 ※津波発生 (大津漁港/最大 3.2m)
平成 23 年 3 月 11 日 (2011) 午後 2 時 46 分 「平成 23 年東北地方太平洋沖地震」 (東日本大震災)	三陸沖 N 38° 06' E142° 52' 深さ 24km	M9.0	3	観測史上最大規模の大地震、大津波 東北、関東太平洋沿岸部に壊滅的被害 死者 15,858 人、行方不明者 6,434 人 住家全壊 13 万戸、漁船被害 2 万 2 千隻 北海道では太平洋沿岸を中心に被害津波発生 死者 1 人、負傷者 3 人 住宅半壊 4 戸、一部破損 7 戸 ※豊頃町の被害 (1) 水産被害 漁業施設 7 箇所 漁船沈没・破損 54 隻 その他 (潮位観測装置水没等) (2) 商工被害 工業 2 箇所 (3) 被害総額 120,044 千円 ※津波発生 (大津漁港/最大 4.3m)

【表2 上記以外で過去に発生した町周辺における主な地震（M7.0以上）】

発生年月日、名称	震源等	規模	震度	主な被害状況
昭和43年5月16日 (1968) 「昭和43年十勝沖地震」	青森県東方沖 N 40° 44' E 143° 35' 深さ 0km	M7.9	5 (広尾町、 浦河町、苦 小牧市、函 館市)	南西部地方を中心に被害、津波 死者2人、負傷者133人 住家全壊・全焼27戸、半壊81戸
昭和48年6月17日 (1973) 「昭和48年根室半島 南東沖地震」	根室半島南東 沖 N 42° 58' E 145° 57' 深さ 40km	M7.4	5 (釧路市、 根室市)	釧路、根室地方に被害、津波 負傷者28人 住家全壊2戸、半壊1戸
昭和57年3月21日 (1982) 「昭和57年浦河沖地 震」	浦河沖 N 42° 04' E 142° 36' 深さ 40km	M7.1	6 (浦河町)	日高地方沿岸を中心に被害、小津波 負傷者167人、住家全壊13戸、半壊28戸
平成16年11月29日 (2004) 「平成16年釧路沖地 震」	釧路沖 N 42° 57' E 145° 17' 深さ 48km	M7.1	5強 (釧路町、 別海町、弟 子屈町)	釧路、根室、十勝地方に被害、津波 負傷者52人 住家全壊1戸、一部破損4棟

第2 既往津波における沿岸市町村の最大波高

町におけるこれまでの津波の最大波高は、平成23年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）による4.3mであるが、道内での最大波高は、平成5年北海道南西沖地震で記録した奥尻町の30.6mである。このほか、昭和8年三陸沖地震によるえりも町の14.2m、昭和27年十勝沖地震による釧路町の6.5mなどがある。

また、津波堆積物調査により、北海道太平洋沿岸（十勝～根室）において約500年間隔で発生する巨大地震（以下「500年間隔地震」という。）が明らかにされた。500年間隔地震は、津波の最大波高が10～15m、海岸から2～3km以上に及ぶ広範な陸域まで津波が押し寄せた痕跡が確認されている。直近のものは17世紀初頭の発生であり、過去約6,500年間に10数回の発生が確認されている。

【表3 各地震における十勝管内沿岸町村の最大波高】

(単位：m)

1933年 三陸沖地震 (M8.1)	1952年 十勝沖地震 (M8.2)	1960年 チリ地震 (M9.5)	1968年 十勝沖地震 (M7.9)	1994年 北海道東方 沖地震 (M8.2)	2003年 十勝沖地震 (M8.0)	2011年 東北地方太 平洋沖地震 (M9.0)
広尾町 6.0	大樹町 3.3	豊頃町 4.0 広尾町 4.0	大樹町 2.7 広尾町 2.7	広尾町 1.6	広尾町 4.1 豊頃町 3.2 大樹町 3.2	豊頃町 4.3 広尾町 4.0 浦幌町 3.9

第7節 豊頃町に被害を及ぼすと考えられる地震

北海道東部の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく2つに分けることができる。海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成5年（1993年）釧路沖地

震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。

内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、町に被害を及ぼすと考えられる地震は、次のとおりである。

第1 海溝型地震

1 千島海溝南部・日本海溝北部 (T1~T5)

プレート間地震は、過去の地震の震源域や現在の地震活動から見て、三陸沖北部 (T1)、十勝沖 (T2)、根室沖 (T3)、色丹島沖 (T4) 及び択捉島沖 (T5) の各領域で発生する地震に区分される。いずれもプレート境界で発生する逆断層タイプの大地震～巨大地震である。これらの地震については地震調査研究推進本部の長期評価が出され、中央防災会議からは強震動と津波に関する評価が示されている。なお、千島海溝における M (マグニチュード：以下同様) 8 クラスのプレート間地震の平均発生間隔は 72.2 年とされている。

(1) 三陸沖北部 (T1)

三陸沖北部では、1856 年 M7.5、1968 年 M7.9 (1968 年十勝沖地震)、1994 年 M7.6 の「平成 6 年 (1994 年) 三陸はるか沖地震」が発生しており、この領域は M8 クラスの地震が繰り返し発生している領域と考えられる。

(2) 十勝沖 (T2)

十勝沖では、1952 年 M8.2、2003 年 M8.0 の「平成 15 年 (2003 年) 十勝沖地震」が発生している。これらの地震の震源域については、強震動を発するアスペリティ (地震時に大きくずれ動く領域) はほとんど同じであるが、津波の状況からみると、1952 年の地震は釧路沖の領域に一部またがって発生したと考えられている。この領域は M8 クラスの地震が繰り返し発生している領域である。今後 30 年以内の地震発生確率は 10%とされている。

(3) 根室沖 (T3)

根室沖では、1894 年 M7.9、1973 年 M7.4 の地震が発生している。津波の高さの分布から、1894 年の地震は釧路沖を含む地域で発生した可能性が大きいと考えられている。この地域では M7~8 クラスの地震が発生すると考えられ、「1973 年 6 月 13 日根室半島沖地震」が比較的規模が小さかったこと、1973 年から約 30 年経過していること、「平成 15 年 (2003 年) 十勝沖地震」では釧路沖の領域が破壊せずに残っていることから、1973 年よりも規模の大きな地震が発生する可能性が高いと考えられており、30 年以内の地震発生確率は 80%程度とされている。

(4) 色丹島沖 (T4)

色丹島沖では、1893 年 M7.7、1969 年 M7.8 とほぼ同じ規模の地震が発生している。過去の資料が少ないが、M8 クラスの地震が繰り返し発生する領域と考えられる。今後 30 年以内の地震発生確率は 60%程度とされている。

(5) 択捉島沖 (T5)

択捉島沖の領域では、1918年 M8.0、1963年 M8.1 とほぼ同じ規模の地震が発生している。過去の資料が少ないが、M8 クラスの地震が繰り返し発生する領域と考えられる。今後30年以内の地震発生確率は60%程度とされている。

2 500年間隔地震 (T6)

根室地域から十勝地域にかけての津波堆積物調査の結果、この地域では過去約6,500年間に10数回の巨大津波が発生したことが確認されている。この約500年間隔の津波堆積物に対応した地震(「500年間隔地震」)についての地震動は明らかではないが、津波の資料から見れば、この地震は根室半島から十勝沖の領域までまたがって繰り返し発生したプレート間地震と考えられている。中央防災会議によれば、M8.6の超巨大地震が予想されている。直近のものは17世紀初めに発生しており、既に約400年経過していることから、ある程度切迫性があるとみられている。

3 プレート内のやや深い地震 (P1~P3)

陸側プレートの下に沈み込んだ海洋プレートが、深さ100kmほどのところで破壊して発生する地震で、釧路沖の1993年 M7.5 や北海道東方沖 M8.2 の地震などがある。震源域を同じくする繰り返し発生は確認されておらず、同様のメカニズムで発生する陸域近くのやや深い領域の地震として、釧路直下 (P1)、厚岸直下 (P2)、日高中部 (P3) が想定される。

第2 内陸型地震

1 十勝平野断層帯 (N7)

十勝平野断層帯は、主に足寄町西部から本別町・上士幌町・士幌町・音更町・帯広市・更別村を経て幕別町忠類にかけて分布する主部と大樹町から広尾町にかけて分布する光地園断層からなる。主部は東隆起の逆断層と推定され、M8 程度の地震が想定されている。光地園断層は西側隆起の逆断層で、M7.2 程度の地震が想定される。30年以内の地震発生確率は主部が最大0.2%、光地園断層が最大0.4%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。



第3 その他

上記のほか、青森県西方沖、チリ沖などにおいて発生する地震・津波、また、火山活動に伴う地震・津波に対しても注意を要する。

【表4 太平洋岸における主要な海溝型地震の長期評価】

(令和4年1月1日現在)

領域又は地震名		地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均発生 間隔	直近発生 時期	
			10年以内	30年以内	50年以内			
千島海溝沿い	超巨大地震 (17世紀型)	8.8程度以上	2~10%	7~40%	10~60%	約340~ 380年	17世紀	
	十勝沖	8.0~ 8.6程度	0.3%	10%程度	40%程度	80.3年	18.3年前	
	根室沖	7.8~ 8.5程度	30%程度	80%程度	90%程度 以上	65.1年	48.5年前	
	色丹島沖及び択捉島沖	7.7~ 8.5前後	20%程度	60%程度	80%程度	35.5年	—	
	ひとまわり小さいプレート間地震	十勝沖・根室沖 色丹島沖・択捉島沖	7.0~ 7.5程度	40%程度	80%程度	90%程度	20.5年	—
			7.5程度	50%程度	90%程度	90%程度 以上	13.7年	—
	十勝沖から択捉島沖の海溝寄りのプレート間地震 (津波地震等)	Mt8.0程度	20%程度	50%程度	70%程度	39.0年	—	
	沈み込んだプレート内のやや浅い地震	8.4前後	10%程度	30%程度	40%程度	88.9年	—	
	沈み込んだプレート内のやや深い地震	7.8程度	20%程度	50%程度	70%程度	39.0年	—	
海溝軸の外側で発生する地震	8.2前後	—	—	—	—	—		
日本海溝沿い	超巨大地震(東北地方太平洋沖型)	9.0程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	550~ 600年程度	10.8年前	
	青森県東方沖及び岩手県沖北部	7.9程度	0.007~4%	10~30%	70%程度	97.0年	53.6年前	
	宮城県沖	7.9程度	9%	20%程度	40%程度	109.0年	—	
日本海東縁部	北海道北西沖の地震	7.8程度	0.002~ 0.04%	0.006~ 0.1%	0.01~0.2%	3900年程度	約2100年前	
	北海道西方沖の地震	7.5前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1400~ 3900年程度	81.4年前	
	北海道南西沖の地震	7.8前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500~ 1400年程度	28.5年前	
	青森県西方沖の地震	7.7前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500~ 1400年程度	38.6年前	

第4 町の地震被害想定

北海道が試算した本町の地震被害が最大となるものは、十勝平野断層帯主部地震となっている。

地震被害想定項目		被害の最大値
地震動	地表における震度	7.0（震度7）
建物被害の想定	全壊棟数	296棟
	半壊棟数	286棟
火災被害の想定	焼失棟数	5棟
人的被害の想定	死者数	13人
	重傷者数	4人
	軽傷者数	58人
	避難者数	1,616人
ライフラインの被害	上水道の被害箇所数	970箇所
	上水道の断水人口（1日後）	3,230人
	下水道の被害延長	6.2km
	下水道の機能支障人口	527人
交通施設被害の想定	主要な道路の被害箇所数	9箇所
	橋梁（15m以上）の不通箇所	4箇所
	橋梁（15m以上）の通行支障箇所	5箇所

第8節 町における想定地震・津波

本町を含む北海道太平洋岸地域は、1952年（昭和27年）の十勝沖の地震（M8.2）、「平成5年（1993年）釧路沖地震」（M7.5）及び「平成15年（2003年）十勝沖地震」（M8.0）などM7超クラスの海溝型地震が繰り返し発生し、津波による多くの犠牲者と甚大な被害を被っている。

このため、北海道は、津波発生時における住民の避難対策の強化を図るとともに、北海道沿岸地域に影響を及ぼす海域の地震による津波に対する対策の強化を図るため、想定される最大地震津波に対応した北海道沿岸域における詳細な津波浸水予測及び被害想定を行ってきた。

2011年3月11日に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、津波堆積物調査などの科学的知見により、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波の想定を行い、各海域の想定の見直しに取り組んでいる。

北海道防災会議では、既往の研究成果から北海道に被害を及ぼすと考えられる地震を次のとおり整理している。

本町では、これらの地震・津波発生時における住民の避難対策の強化を図るとともに、それぞれの想定地震・津波に対応した津波浸水予測及び防災対策に取り組んでいる。

第1 津波浸水予測・被害想定調査の実施

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による津波は、北海道の太平洋沿岸地域を中心に広範囲に影響を及ぼすものであることから、北海道防災会議では、中央防災会議の専門委員会で検討された断層パラメータ（要素・条件）を用いて、津波の伝播状況、津波水位、遡上（浸水）状況を予測するとともに、この結果に基づき被害想定計算を行っている。

平成17年には太平洋沿岸中部・東部地区、平成18年には太平洋沿岸西部地区の調査を完了したが、平成23年の東日本大震災の発生を踏まえ、地震専門委員会にワーキンググループを設置し、津波堆積物調査などの科学的知見により、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波の想定を行い、従前の津波浸水予測図を見直した。

また、令和2年4月に国が日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデルの公表を行ったことから、公表された津波断層モデルをもとに検討を行い、令和3年7月に太平洋沿岸の津波浸水予測図を図1のとおり見直し、「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年法律第123号）に規定する津波浸水想定を設定した。

1 平成24年想定津波（平成24年6月公表）

東日本大震災では、津波により多くの命が失われた。津波で人命を救うのに最も重要なことは、沿岸部で地震を感じたら高台など安全な場所に一刻も早く避難することに尽きる。北海道防災会議地震専門委員会では、北海道から諮問を受け、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の発生を踏まえた北海道沿岸における津波想定見直しを行うことを決め、現在、想定されている北海道周辺の津波を伴う地震について、ここ数年の新知見（津波堆積物データ）を取り入れた再検討を行った。

(1) 基本的な考え方

公表された津波浸水予測図は、それまで北海道太平洋沿岸で発見された津波堆積物の最新データをもとに、できるだけ安全サイドに立って対象地域における最大クラスの津波に関して想定を行ったものである。国の中央防災会議が、地震・津波対策の想定を行うに当たっては、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべき」としており、想定は、この考え方に沿ったものとなっている。

津波は自然現象であるため、その波高や浸水域を正確に予測することは困難であり、想定は北海道沿岸における防災対策の基礎資料とすることを目的として作成されたものであり、このような津波の発生を予測するものではない。しかし、北海道太平洋沿岸では、少なくともこの数千年の間に十数回に及ぶ巨大津波に襲われ続けてきたという事実や、東日本大震災から得られた地震学的な知見からは、このような津波が将来発生する可能性は十分にあり得ると考えられるのである。

想定を行った最大クラスの津波は、ひとたび発生すれば広域に甚大な被害をもたらすことが予想される。このため、今後一層、着実な防災対策を実施していくことが重要である。

(2) 想定結果

津波による浸水予測は、道東から道南の沿岸部ほぼ全域に及び、釧路市は中心部のほぼ全域が浸水域となった。内陸への浸水範囲拡大は道東で際立っている。

本町における沿岸地点での最大水位は、湧洞沼の 25.3m が最高で、次に長節湖が 23.2m、大津漁港が 21.6m、十勝川河口で 19.0m となり、いずれも 500 年間隔地震での想定を大きく上回った。津波の第 1 波が到達する時間は 30～31 分となった。

また、内陸への浸水域も最大で 14km に及ぶことになり、大津地区に加え、幌岡、長節、湧洞地区の一部も新たな浸水域となった。

(3) 被害想定について

国において、東日本大震災の被害様相を反映した新たな被害想定手法により、被害想定公表を行うこととされたため、国による被害想定の見直し等が示された後に、北海道における被害想定の見直しを行うこととされ、津波浸水予測図の見直しによる被害想定は見送られた。

2 令和 2 年想定津波（令和 2 年 4 月公表）

内閣府は、令和 2 年 4 月「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル」について、最大クラスの津波断層モデル、震度分布、津波高、浸水域の推計結果を公表した。

その内容は、最大クラスの地震を引き起こす震源断層モデルは、千島海溝（十勝・根室沖）モデルでマグニチュード 9.3、震度分布は北海道太平洋側の広い範囲で強い揺れが推定され、本町を含むえりも町以東の沿岸部で震度 6 強、厚岸町付近で震度 7 となっている。

(1) 基本的な考え方

今回の最大クラスの津波断層モデルは、従来の調査に加え、過去約 6 千年間における津波堆積物資料をもとに推定することを基本としている。その津波堆積物の資料から、最大の津波によると考えられる津波堆積物は、十勝から根室にかけての海岸領域では、12～13 世紀あるいは 17 世紀に発生した津波によるものが最大の津波によるものと考えられている。

これらの資料から最大クラスの地震の発生確率を求めることは困難としながらも、12～13 世紀の津波と 17 世紀の津波との間隔が約 300～400 年であり、17 世紀の津波からの経過時間を考えると、最大クラスの津波の発生が切迫している状況にあると考えられている。

(2) 想定結果

今回の推計された沿岸における津波の高さや浸水域については、平成 24 年 6 月公表の想定津波とほぼ同じような結果となっており、最大津波高は東北地方太平洋沖地震の津波高より高いものとなっている。

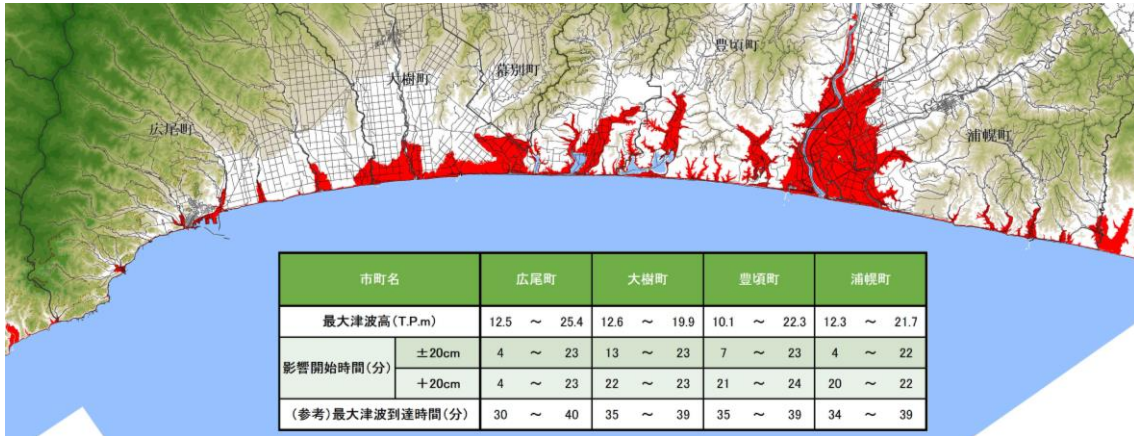
北海道においては、根室市からえりも町にかけて、10～20m を超える津波高となっており、高いところではえりも町で 30m 弱。えりも町より西側の地域においても苫小牧市や函館市などで 10m 程度の津波となっている。

本町における予想最大津波高、影響開始時間等は、表 5 のとおりである。

(3) 被害想定について

今回の津波浸水予測見直しによる北海道の被害想定は、東日本大震災の被害様相を反映した新たな被害想定手法により行われ、令和4年6月に公表された。公表された被害想定は、表6のとおりである。

【図1 津波浸水想定区域図】



(令和3年7月 北海道防災会議地震専門委員会)

【表5 海溝型地震における豊頃町の予想津波沿岸最大津波高等】

想定地震等	地名別		十勝川 河口	大津漁港	長節浜	湧洞沼
	区分					
R2 想定津波	影響開始時間	±20cm	22分	7分	9分	22分
		+20cm	22分	24分	21分	22分
	第1波到達時間		35分	38分	36分	36分
	最大津波高		11.1m	12.0m	14.0m	16.3m
	豊頃町最大津波高		22.3m			
500年間隔地震	影響開始時間		24分	24分	25分	26分
	第1波到達時間		36分	37分	37分	38分
	沿岸最大水位		13.5m			
十勝沖、釧路沖地震	影響開始時間		16分	16分	15分	15分
	第1波到達時間		29分	30分	30分	30分
	沿岸最大水位		4.3m			
三陸沖北部	影響開始時間		45分	44分	45分	43分
	第1波到達時間		49分	51分	51分	51分
	沿岸最大水位		4.5m			

【表6 北海道が公表した被害想定（令和4年6月）】

○建物被害（全壊棟数）（棟）

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
揺れ	60	160	160
液状化	20	20	20
津波	320	300	300
急傾斜地崩壊	—	—	—
計	400	490	490

○人的被害（死者数）（人）

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
建物倒壊	—	—	—
津波【早期避難率高＋呼びかけ】	240	250	250
津波【早期避難率低】	250	250	250
急傾斜地崩壊	—	—	—

* 早期避難率高＋呼びかけ（すぐに避難する割合が70%、津波避難ビルを考慮した場合）
 早期避難率低（すぐに避難する割合が20%、津波避難ビルを考慮しない場合）

○負傷者数（人）

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
避難意識高＋呼びかけ	10	20	60
避難意識低	10	20	60

○低体温症要対処者数（人）

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
低体温症要対処者			20

○避難者数（人）

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
避難者		10	

* 浸水域内人口から死者と重傷者を除いた者を避難者として推計。なお、浸水域内全員が避難（内閣府公表ベース）については、別途推計する。

※ 数値は「5以上1,000未満」は一の位を四捨五入、「1,000以上10,000未満」は十の位を四捨五入、「10,000以上」は百の位を四捨五入。「—」はわずかな被害（5未満）。

<参考>

最大津波高等（太平洋沿岸津波浸水想定）			浸水域内における時間帯別人口		
最大津波高	津波到達時間等	浸水面積	昼	夕	深夜
22.3m	7分～23分	3,859m ²	261人	265人	273人

第2章 災害予防計画

地震・津波による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、町及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害予防対策を積極的に推進するとともに、住民及び民間事業者は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努めるものとする。

第1節 住民の心構え

平成7年の阪神・淡路大震災、平成23年の東日本大震災、過去に道内で発生した地震・津波災害の経験を踏まえ、住民は、「自らの身の安全は自らが守る」が基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震・津波発生時に、住民は、家庭又は職場において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

第1 家庭における措置

1 平常時の心得

- (1) 地域の避難所等、避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) がけ崩れ、津波に注意する。
- (3) 建物の補強、家具の固定をする。
- (4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (5) 飲料水や消火器の用意をする。
- (6) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）を準備する。
- (7) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- (9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

2 地震発生時の心得

- (1) まず我が身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、周りの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 揺れがおさまったら、素早く火の始末をする。
- (4) 火が出たらまず消火する。
- (5) あわてて戸外に飛び出さず、出口を確保する。
- (6) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。

- (7) 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
- (8) 避難は原則徒歩とするが、避難場所によっては車両を使用し、荷物は最小限にする。
- (9) みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- (10) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (11) 秩序を守り、衛生に注意する。

第2 職場における措置

1 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にする。
- (2) 消防計画により避難訓練を実施する。
- (3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとる。
- (4) 重要書類等の非常持出品を確認する。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

2 地震発生時の心得

- (1) まず我が身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、周りの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 揺れがおさまったら、素早く火の始末をする。
- (4) 職場の消防計画に基づき行動する。
- (5) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難する。
- (6) 正確な情報を入手する。
- (7) 近くの職場同士で協力し合う。
- (8) エレベーターの使用は避ける。
- (9) マイカーによる出勤及び帰宅、危険物車両等の運行は自粛する。

第3 駅やデパート等の集客施設でとるべき措置

- 1 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。
- 2 あわてて出口・階段などに殺到しないこと。
- 3 吊り下がっている照明などの下からは退避すること。

第4 街など屋外でとるべき措置

- 1 ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。
- 2 ビル（高い建物）からの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、建物のそばから離れること。
- 3 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。

第5 運転者のとるべき措置

1 走行中のとき

- (1) 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
- (2) 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- (3) 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- (4) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

2 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

第6 津波に対する心得

1 一般住民

- (1) 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- (2) 「巨大」等の定性的表現となる大津波警報（特別警報）が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる。
- (3) 津波の第一波は、引き波だけでなく押し波から始まることもある。
- (4) 津波は、第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては1日以上にわたり継続する可能性がある。
- (5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。
- (6) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界がある。
- (7) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。
- (8) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは、強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。
- (9) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- (10) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。

- (11) 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気を緩めない。

2 船舶関係者

- (1) 強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。

ア 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合

荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。

イ 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合

荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。

- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。

- (3) 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒を緩めず、海浜等に近づかない。

第2節 地震・津波に強いまちづくり推進計画

町、北海道及び防災関係機関は、建築物、土木構築物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構築物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

第1 地震に強いまちづくり

- 1 町、北海道及び防災関係機関は、避難路、避難所、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての高台、公園、漁港等の整備のほか、建築物や公共施設の耐震、不燃化など防災に配慮した地震に強いまちづくりを図る。
- 2 町、国及び北海道は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。
- 3 町、北海道防災関係機関及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急対策の整備を強化する。

第2 建築物の安全化

- 1 町及び北海道は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- 2 町及び北海道は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、施設の耐震性の向上を図り、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努め

るものとする。

また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

- 3 町、国及び北海道は老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。
- 4 町及び北海道は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- 5 町、北海道、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策など総合的な地震安全対策を推進する。

第3 主要交通の強化

町、北海道及び防災関係機関は、主要な道路、漁港等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

第4 通信機能の強化

町、北海道及び防災関係機関は、主要な通信施設の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして耐災害性の強化に努める。

第5 ライフライン施設等の機能の確保

- 1 町、北海道、防災関係機関及びライフライン事業者は、水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- 2 町及び北海道は、コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

第6 液状化対策

町及び北海道、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。

また、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

第7 災害応急対策等への備え

町及び北海道及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。また、町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド、公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努める。

第8 津波に強いまちづくり

- 1 津波からの迅速かつ確実な避難を実践するため、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。
- 2 国及び北海道は、津波災害のおそれがある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行う。北海道は、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定するものとする。
- 3 町、国及び北海道は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所、津波避難ビル等及び避難路、避難階段等の整備など避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。
- 4 町、国及び北海道は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震・津波防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して、地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及・推進を図るものとする。

次に定める事項のほか、必要な措置については、本編第4章第1節「防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画」に定めるところによる。

第1 防災知識の普及・啓発

職員に対して、防災（地震・津波）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等を行い、防災知識の普及・啓発を図るほか、一般住民に対し、次により防災知識の普及・啓発を図る。

- 1 啓発内容
 - (1) 地震・津波に対する心得
 - (2) 地震・津波に関する一般知識
 - (3) 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
 - (4) 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
 - (5) 災害情報の正確な入手方法
 - (6) 出火の防止及び初期消火の心得
 - (7) 不特定多数の者が出入りする施設等における地震発生時の対処方法

- (8) 自動車運転時の心得
- (9) 救助・救護に関する事項
- (10) 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- (11) 水道、電力、ガス、電話等の地震災害時の心得
- (12) 要配慮者への配慮
- (13) 各防災関係機関が行う地震災害対策

2 普及方法

- (1) テレビ、ラジオ、新聞及びインターネットの利用
- (2) インターネット、SNS の利用
- (3) 広報紙、広報車両の利用
- (4) 映画、スライド、ビデオ等による普及
- (5) パンフレットの配布
- (6) 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

3 町及び北海道並びに防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及・啓発に努めるものとする。

第2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、地震・津波の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震・津波時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 児童生徒等に対する地震・津波防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震・津波防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 3 地震・津波防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- 4 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第4節 防災訓練計画

災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及・啓発を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

なお、次に定める事項のほか、必要な措置については、本編第4章第2節「防災訓練計画」に定めるところによる。

第1 訓練実施機関

災害予防責任者は、自主的に訓練計画を作成し、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して訓練を実施する。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第2 訓練の種別

北海道防災会議が行う防災総合訓練に積極的に参加するとともに、独自に次の訓練を企画し、実施するものとする。

- 1 情報通信訓練
- 2 広報訓練
- 3 指揮統制訓練
- 4 公共施設復旧訓練
- 5 避難訓練
- 6 救出救護訓練
- 7 警備、交通規制訓練
- 8 炊き出し、給水訓練
- 9 災害偵察訓練等

第3 民間団体等との連携

防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、ボランティア及び避難行動要支援者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

また、津波防災避難訓練を実施する場合は、避難対象地域に所在する学校（児童生徒等）を含めて訓練を実施するよう努めるものとする。

第4 訓練の実施

防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

地震災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。

なお、必要な措置については、本編第4章第3節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」に定めるところによる。

第6節 相互応援（受援）体制整備計画

町長は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する。又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、町、北海道及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

なお、必要な措置については、本編第4章第4節「相互応援（受援）体制整備計画」に定めるところによる。

第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、地震・津波災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

なお、必要な措置については、本編第4章第5節「自主防災組織の育成等に関する計画」に定めるところによる。

第8節 避難体制整備計画

地震・津波災害から住民の生命、身体を保護するための避難路、避難場所、避難所の確保及び整備等に関する計画は、次のとおりとする。

なお、当該計画を作成するに当たっては、関係機関や地域住民等との綿密な連携が必要不可欠であることから、十勝総合振興局地域災害対策連絡協議会を利用するなど、その推進を図るものとする。

なお、必要な措置については、本編第4章第6節「避難体制整備計画」に定めるところによる。

第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

地震・津波災害発生時における要配慮者の安全の確保等については、本編第4章第7節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」に定めるところによる。

第10節 津波災害予防計画

地震による津波災害の予防及び防止に関する計画は、次のとおりとする。

第1 津波災害予防の基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、次の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ① 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ② 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

①の最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、指定緊急避難場所や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、沿岸部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講ずるものとする。

また、②の比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生活拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

第2 津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や北海道が調査研究した「津波浸水予測図」及び「津波浸水想定区域図」などを参考として、指定緊急避難場所・避難経路や防災行政無線など住民への多重化、多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が安全かつ迅速な避難行動をとれるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとする。

1 津波等災害予防施設の整備

町、国及び北海道等は、次により災害予防施設の整備を実施するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

(1) 海岸保全対策

町、国及び北海道等は、高波、高潮及び津波による災害予防施設として、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設の整備・改修に努める。

また、水門等管理者は、適切に管理をするとともに、水門等の自動化や遠隔操作化を図るなど、津波発生時における迅速かつ的確な開閉に万全を期するものとする。

(2) 河川対策

北海道は、高波、高潮及び津波の河川への遡上防止や、背後地への浸水等の災害予防施設として、防潮堤防、防潮水門、樋門等のゲート操作の自動化などの河川事業を実施する。

(3) 漁港関連施設整備事業

各事業主体は、高波、高潮及び津波による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

(4) 監視観測体制に関する事業

国は、海域での観測の充実を図るとともに、潮位等の観測情報の提供を実施する。

- ・国土交通省所管 海底地震計、ケーブル式沖合水圧計、GPS 波浪計等

第3 津波警報時、避難指示等の伝達体制の整備

1 伝達手段の確保

町は、住民等に対する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達手段として、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段を整備する。

また、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。

2 伝達協力体制の確保

町は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者等の協力を得て、大津波警報（特別 警報）・津波警報・津波注意報の伝達協力体制を確保する。

3 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

町は、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を迅速かつ的確に伝達するため、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し、実施するものとする。

4 津波防災訓練等の実施

町は、地域住民に対し、各種講演会など各種普及・啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり要配慮者にも配慮した大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

5 小中学校

小中学校は、児童が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに津波避難訓練を実施する。

第4 津波警戒の周知徹底

町は、津波警戒に関する次のような事項について、広報紙等の活用により周知徹底を図る。

1 一般住民に対し、周知を図る事項

- (1) 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- (2) 「巨大」等の定性的表現となる大津波警報（特別警報）が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる。
- (3) 津波の第一波は、引き波だけでなく押し波から始まることもある。

- (4) 津波は、第二波・第三波などの後続波のほうが大きくなる可能性や数時間から場合によっては1日以上にわたり継続する可能性がある。
- (5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性がある。
- (6) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界がある。
- (7) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。
- (8) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは、強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。
- (9) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- (10) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- (11) 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気を緩めない。

2 船舶関係者に対し、周知を図る事項

- (1) 強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。
 - ア 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合
荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。
 - イ 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合
荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- (3) 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒を緩めず、海浜等に近づかない。

3 漁業地域において周知を図る事項

- (1) 陸上・海岸部にいる人は陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。
- (2) 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、又は沖合にいる漁船等船舶は、直ちに水深概ね 50m以深の海域（一時避難海域）へ避難する。一時避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、さらに水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。
- (3) 避難判断は独自に行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報、津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

第 11 節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

第 1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町及び北海道は、地震時の火の取扱いについて指導啓発するとともに、火気の取扱いや耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

第 2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、町及び北海道は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- 1 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- 2 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織等の設置及び育成指導を強化する。

第 3 予防査察の強化指導

消防機関は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- 1 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- 2 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

第 4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

第 5 消防計画の整備強化

消防機関は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- 1 消防力等の整備
- 2 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査

- 3 消防職員及び消防団員の教育訓練
- 4 査察その他の予防指導
- 5 その他火災を予防するための措置

第 12 節 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は、次に定める事項のほか、必要な措置については、本編第 7 章第 4 節「危険物等災害対策計画」に定めるところによる。

第 1 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町、北海道及び関係機関は、事業所に対し、次の事項について指導に努める。

- 1 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の指導監督の強化
- 2 事業所等の指導監督における防災関係機関の連携強化
- 3 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- 4 事業所等における自主保安体制の確立強化
- 5 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- 6 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- 7 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

第 13 節 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防衛するための計画は、次に定める事項のほか、必要な措置については、本編第 4 章第 9 節「建築物災害予防計画」に定めるところによる。

第 1 建築物の防災対策

1 木造建築物の防火対策の推進

一般住宅が木造建築物を主体に構成されている現状に鑑み、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図る。

2 既存建築物の耐震化の促進

町及び北海道は、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震改修推進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修に対する支援や建築関係団体と連携した相談体制、情報提供の充実など所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境整備を図るものとする。

また、住民にとって理解しやすく身近に感じられる地震防災マップや、普及パンフレットを作成し、所有者等への普及・啓発を図る。

さらに、町及び北海道は、特に倒壊の危険性の著しく高い建築物については、建築基準法に基づく勧告、命令を実施するとともに、防災拠点や避難施設を連絡する緊急時の輸送経路として、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、積極的に耐震化を推進する。

3 ブロック塀等の倒壊防止

町及び北海道、地震によるブロック塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、主要道路に面する既存ブロック塀等にあつては、点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

4 窓ガラス等の落下物対策

町及び北海道は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し、必要な改善指導を行うものとする。

5 被災建築物の安全対策

- (1) 北海道は、北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づき、応急危険度判定士の認定を行い、台帳に登録する。
- (2) 町及び北海道は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。
- (3) 町及び北海道は連携し、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿使用建築物等の把握、住民等への石綿関連情報の普及・啓発等を行う。

第14節 土砂災害予防計画

土砂災害を予防するための計画は、本編第4章第16節「土砂災害予防計画」に定めるところによる。

第15節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化災害を予防するための計画は、次のとおりとする。

第1 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、新潟地震（1964年）を契機として、認識されたところである。平成7年（1995年）兵庫県南部地震においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年、埋立などによる土地開発が進み、また、都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

北海道においては、十勝沖地震（1968年）による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。「平成5年（1993年）釧路沖地震」、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」、「平成6年（1994年）北海道東方沖地震」においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。

最近では、「平成15年（2003年）十勝沖地震」において、豊頃町～浦幌町に被害の集中がみられたほか、「平成30年北海道胆振東部地震」においても札幌市等で液状化による被害が発生している。

第2 液状化対策の推進

1 町及び北海道並びに防災関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施に当たって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

2 液状化対策の調査・研究

町及び北海道並びに防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

3 液状化の対策

液状化対策として、次の対策を推進するものとする。

- (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- (2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- (3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

4 液状化対策の普及・啓発

町及び北海道並びに防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第16節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難所・避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町、北海道及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における地震災害の軽減に努める。

なお、必要な措置については、本編第4章第17節「積雪・寒冷対策計画」に定めるところによる。

第17節 業務継続計画の策定

町、北海道及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に努めるものとする。

なお、必要な措置については、本編第4章第19節「業務継続計画の策定」に定めるところによる。

第18節 複合災害に関する計画

町、北海道をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

なお、必要な措置については、本編第4章第18節「複合災害に関する計画」に定めるところによる。

第3章 災害応急対策計画

地震・津波災害による被害の拡大を防止するため、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

第1節 応急活動体制

町は、地震・津波災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、北海道及び防災関係機関と相互に連携を図り、本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

第1 災害対策組織

本町の災害対策組織の設置等必要な措置については、本編第3章第2節「災害対策本部」に定めるところによる。

本部設置基準	
地震	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5強以上の地震が発生したとき。 ・地震による大規模な被害が発生したとき。
津波	<ul style="list-style-type: none"> ・太平洋沿岸中部に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。 ・津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

第2 職員の動員配備

本町の職員の動員配備等の必要な措置については、本編第3章第2節「災害対策本部」に定めるところによる。

体制	配備基準	部員の動員及び活動内容
本部の設置前	第1非常配備基準 1 震度4の地震が発生したとき。 2 北海道太平洋沿岸中部に津波注意報が発表されたとき。 3 その他必要により町長が当該非常配備を指令したとき。	総務部の全班員、施設部及び産業部（必要により施設部及び産業部の担当班）の少数人員をもって当たり、情報収集及び連絡活動等が円滑に行える体制をとる。 また、状況によっては、直ちに第2非常配備体制に移行できる体制をとる。
	第2非常配備基準 1 震度5弱の地震が発生したとき。 2 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 3 その他必要により町長が当該非常配備を指令したとき。	総務部、施設部、産業部の全班員及びその他の部の部長、副部長、班長をもって当たり、町内主要警戒区域の巡視及び軽微な災害に対応できる体制をとる。 ただし、震度5弱の地震が発生した場合、全班員は自主的に登庁し、災害に対応できる体制をとる。
本部の設置	第3非常配備基準 1 震度5強以上の地震が発生したとき。 2 北海道太平洋沿岸中部に津波又は大津波警報が発表されたとき。 3 町全域にわたり、甚大な被害が発生又は予想されるとき。	本部を設置し、全班員をもって、所掌する災害対策に当たる体制をとる。 速やかに町内全域の被害状況調査・収集・連絡活動及び応急対策活動に当たる。

第2節 地震・津波情報の伝達計画

地震・津波情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりとする。

第1 緊急地震速報

1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

なお、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

注） 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

2 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達するとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者や通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く住民等へ緊急地震速報の提供に努めるものとする。

消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報、地震情報、津波警報等を全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達するものとする。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線等をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、住民等への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

第2 津波警報等の種類及び内容

1 津波警報等の種類

(1) 大津波警報（特別警報）及び津波警報

該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれ著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な被害のおそれがあると予想されるとき発表する。

(2) 津波注意報

該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

(3) 津波予報

津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

2 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

気象庁は、地震が発生したときは、地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

(1) 津波警報等の発表基準

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上1m以下である場合	0.2m<高さ≤1m	1m	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

(注) 1 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波が

なかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

- 2 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 3 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 4 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波予報の発表基準

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容を津波予報で発表する。

区分	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

3 地震・津波に関する情報の種類と内容

(1) 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生後約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を約 190 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度 3 以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	次のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・津波警報等の発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表

地震情報の種類	発表基準	内容
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について、次のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関する記述も発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）や、その規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。

(2) 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）	次のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料
地震解説資料（詳細版）	次のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの北海道の地震活動の状況を取りまとめた資料

(3) 津波に関する情報

津波警報等が発表された場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどの津波情報が発表される。

区分	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、第2の(1)の(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

【沿岸で観測された津波の最大級の発表内容】

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報を發表中	1mを超える	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(全ての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)又は「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

【沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容】

津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報を發表中	3mを超える。	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を發表中	1mを超える。	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(全ての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※ 津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

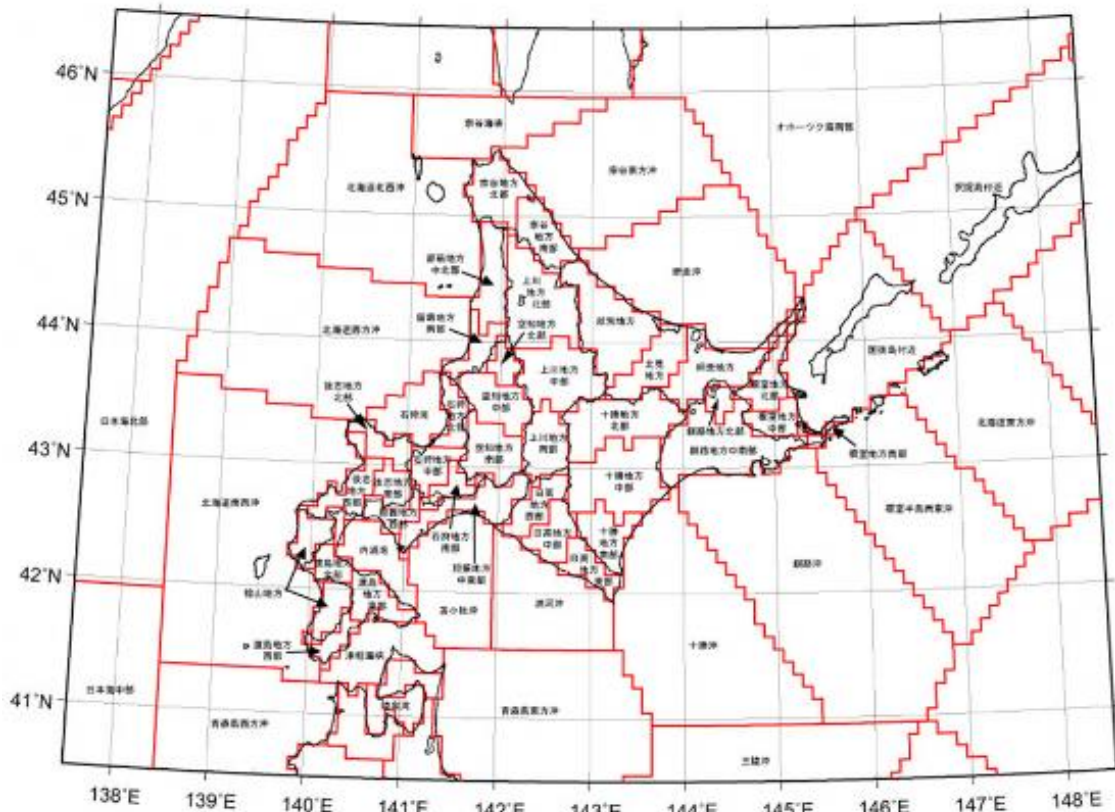
- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分かからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

第3 地震・津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区

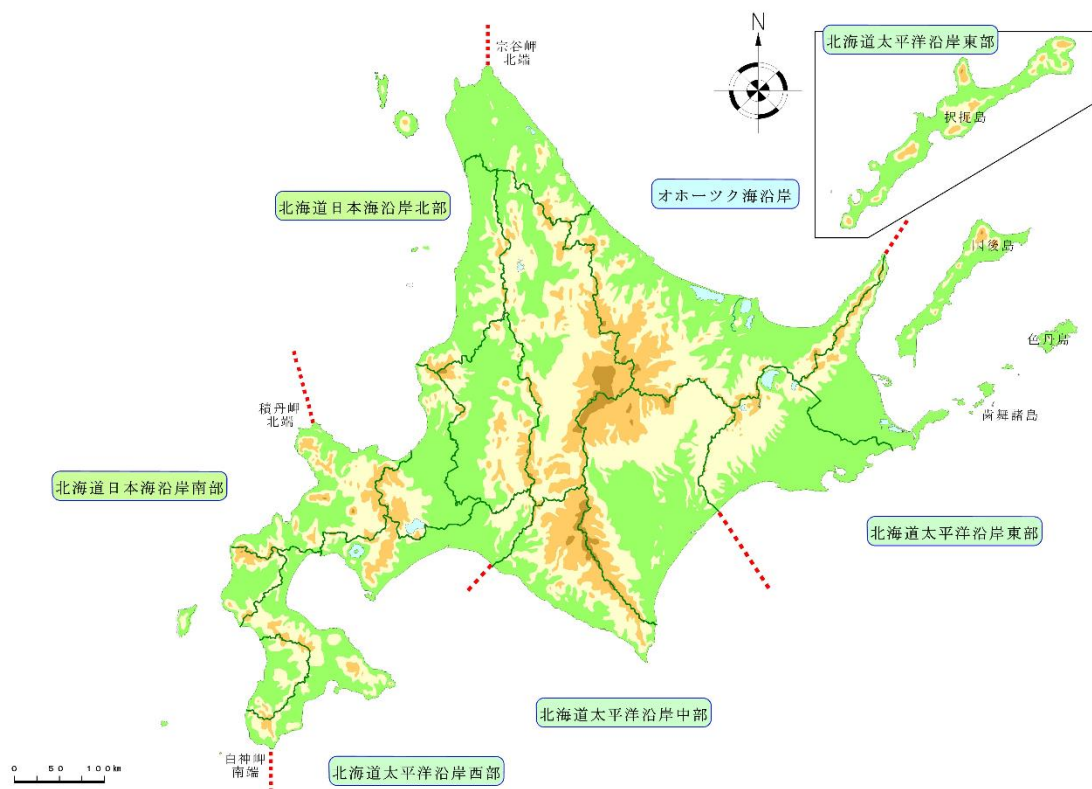
1 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



2 北海道周辺海域の震央地名



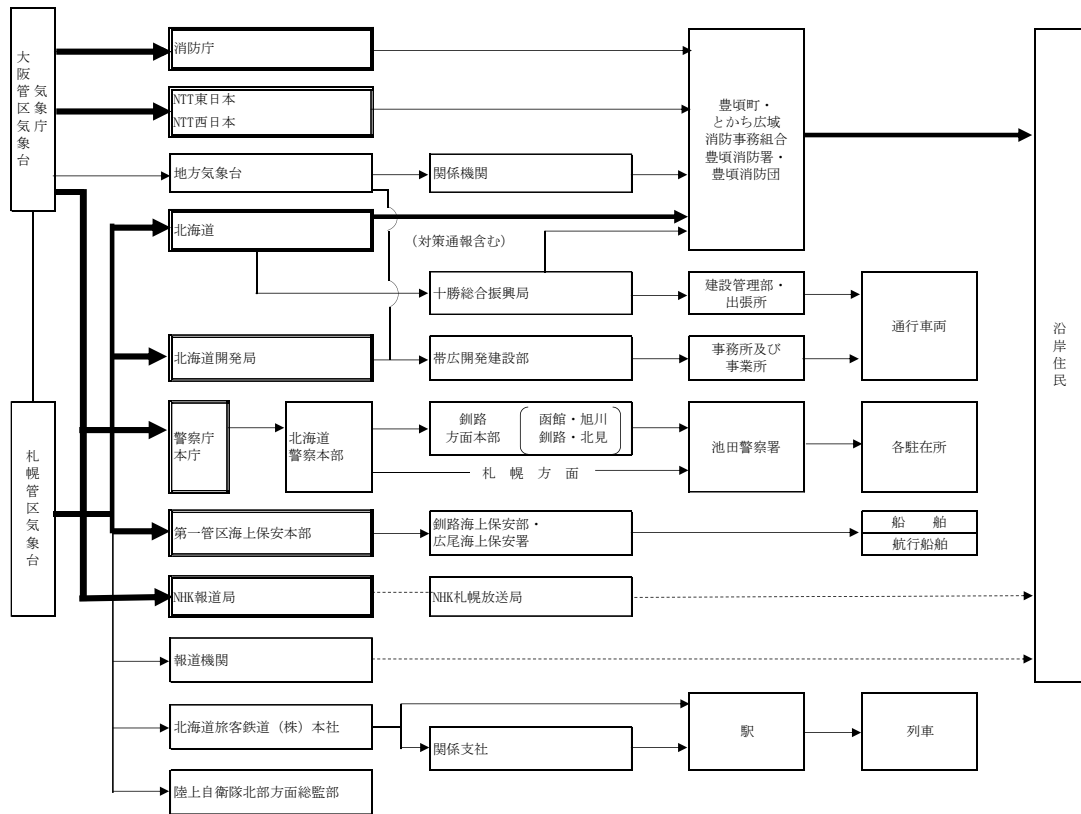
3 津波予報区

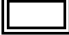

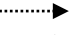



第4 津波警報等の伝達

津波警報等の伝達系統図は、次のとおりである。

【津波警報等の伝達系統図】



※注)  (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先
 (太線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達
 は、放送
 は、気象業務法に基づく通知等の義務及び放送以外の伝達

- ・ NTT 東日本及び NTT 西日本には、津波警報と大津波警報（特別警報）の発表と解除のみ通報
- ・ 対策通報は、北海道防災情報システムにより通知

第3節 災害情報等の収集及び伝達計画

地震・津波災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、次のとおりとする。

第1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

1 町又は北海道は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム（J-ALERT）などで受信した緊急地震速報を防災行政無線（戸別受信機を含む。）等により住民への伝達に努めるものとする。

2 町、北海道及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立化する危険のある地域の被災者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の無線系（個別受信機を含む。）の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

3 町及び北海道等は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用を図られるよう、住民に対する普及・啓発に努める。

4 町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速かつ的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

北海道は、特に被災市町村から北海道への被災状況の報告ができない場合、その他必要と認めるときは、情報収集のため、被災地に職員を派遣するなど、必要な措置を講ずるものとする。

5 町及び北海道は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第2 災害情報等の内容及び通報の時期

1 発災後の通報

町長は、発災後の情報等について、次により北海道（危機対策局危機対策課）に通報する。

(1) 災害の状況及び応急対策の状況（発災後速やかに）

(2) 本部の設置（本部等を設置したとき直ちに）

(3) 被害の概要及び応急復旧の見通し（被害の全容が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時）

(4) 被害の確定報告（被害状況が確定したとき。）

2 被災状況の報告

(1) 町長は、震度5弱以上を記録した場合、被災状況を北海道に報告する（ただし、震度5強以上を記録した場合、第1報を北海道及び国（消防庁経由）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。）。

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

(2) 町長は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の北海道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

第3 災害情報等の連絡体制

1 防災関係機関は、災害情報等の連絡等について必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておく。

2 町及び北海道は、孤立した地域との連絡手段の確保を図る。

第4 通報手段の確保

1 一般加入電話による通報

2 電気通信事業者の提供する通信手段による通報

3 電気通信事業法及び契約約款に定める非常、緊急通話又は非常、緊急電報による通報

4 非常通信協議会の提供する通信手段による通報

5 北海道総合行政情報ネットワークによる通報

6 電気通信事業者が所有する非常用通信装置（無線系・衛星系）による通報

7 衛星通信による通報

北海道は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、通信が途絶のおそれがあり、緊急に現地と各種情報連絡が必要な場合には、小型可搬地球局による通信体制を確保する。

第5 通信施設の整備の強化

防災関係機関は、地震・津波災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達ができるよう通信施設の整備強化を図るものとする。

また、町及び北海道は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

第6 被害状況報告

地震・津波災害が発生した場合、町長は、本編第5章第1節第3「被害状況報告」に定めるところにより、北海道に報告するものとする。

なお、通信の途絶等により北海道に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣及び消防庁長官に提出する。

【火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡先】

○通常時の報告先

時間帯	平日（9:30～18:15）	平日（左記時間帯以外）・休日
報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 （消防防災・危機管理センター内）
NTT回線	03-5253-7527 03-5253-7537（FAX）	03-5253-7777 03-5253-7553（FAX）
消防防災無線	7527 7537（FAX）	7782 7789（FAX）

区分	平日（9:30～18:15）	平日（左記時間帯以外）・休日
北海道総合行政情報ネットワーク （北海道防災無線）	衛星専用電話機（FAX）より 1-6-048-500-7527 1-6-048-500-7537（FAX）	衛星専用電話機（FAX）より 1-6-048-500-7782 1-6-048-500-7789（FAX）

○消防庁災害対策本部設置時の報告先

報告先	消防庁災害対策本部・情報集約班（消防防災・危機管理センター内）
NTT回線	03-5253-7510 03-5253-7553（FAX）

第4節 災害広報・情報提供計画

地震・津波災害時には、被災者をはじめとして住民に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとられるようにするための計画は、本編第5章第3節「災害広報・情報提供計画」に定めるところによる。

第5節 避難対策計画

地震・津波災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、本編第5章第4節「避難対策計画」に定めるところによる。

第6節 救助救出計画

地震・津波によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、本編第5章第6節「救助救出計画」に定めるところによる。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第7節 地震火災対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、地震により火災が発生した場合の消火活動に関する計画は、次のとおりとする。なお、次に定める事項のほか、必要な措置については、本編第4章第10節「消防計画」に定めるところによる。

第1 消防活動体制の整備

地震災害を防御し、これらの被害を軽減するための消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制については、十分に検討を行い、整備しておくものとする。

第2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

消防機関は、地震による火災発生及び拡大を防御するため、あらかじめ、次に掲げる危険区域を把握し、また、必要に応じて被害想定を策定し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

- 1 住宅地域の火災危険区域
- 2 がけ崩れ、崩壊危険箇所
- 3 津波等による浸水危険区域
- 4 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

第3 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、本編第5章第32節「広域応援・受援計画」に基づき、必要に応じて相互に応援協力をするものとする。

第4 地震火災対策計画の作成

消防機関は、大地震等における火災防御活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合その基本的事項は、概ね次のとおりである。

1 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、さらに消防職・団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめ、これらに対する維持、確保の措置を講ずる。

2 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、海、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

3 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

4 初期消火の徹底

住民に対しては、平素から地震発生時の火気の手締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあつては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第8節 津波災害応急対策計画

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策についての計画は、次のとおりとする。

第1 津波警戒体制の確立

1 町

札幌管区気象台の発表する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波襲来に備え警戒態勢をとる。

海浜等にある者に対し、海岸等からの退避、テレビ、ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの海面監視等警戒に当たる。

【津波警報における警報サイレン音】

種別		吹鳴パターン	ねらい
津波警報	大津波	3秒（吹鳴）－2秒（停止）	地震発生直後・津波発生後の住民や近隣にいる者の避難促進
	津波	5秒（吹鳴）－6秒（停止）	

2 北海道

津波情報の収集、沿岸市町村との連絡調整等を行う。

さらに、漁港、海岸等の警戒に当たるとともに、潮位の変化等津波情報の収集、伝達を行う。

3 北海道警察

札幌管区気象台が大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を発表した場合等は、速やかに警察署を通じて関係自治体にこれら警報等の内容を伝達するとともに、警戒警備等必要な措置を実施する。

4 第一管区海上保安本部

緊急通信等により、船舶に対し、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を伝達するとともに、巡視船艇により、付近の在港船舶及び沿岸部の船舶に対し、沖合等安全な海域への避難、ラジオ、無線の聴取等警戒体制をとるよう周知する。

第2 住民等の避難・安全の確保

1 町

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波警報が発表された場合又は海面監視により異常現象を発見した場合は、津波襲来時に備え、沿岸住民等に対して、直ちに退避・避難するよう指示を行うとともに、指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

また、津波襲来が切迫している場合、最寄りの避難所等に緊急避難するよう伝達する。

避難の指示区分の基準及び伝達方法等については、本編第5章第4節「避難対策計画」に定めるところによる。

2 北海道

町が災害の発生により、避難の指示を行うことができない場合、知事は、避難のための指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

また、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。そして、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。

3 北海道警察

札幌管区気象台が大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を発表した場合等は、速やかに警察署を通じて関係自治体にこれら警報等の内容を伝達するとともに、沿岸を管轄する警察署長は、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

4 第一管区海上保安本部

津波による危険が予想される海域に係る港及び海岸付近にある船舶に対し港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内の停泊中の船舶に対して移動を命ずる等の規制を行う。

第9節 災害警備計画

地震・津波災害時において、地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために必要な警戒、警備についての計画は、本編第5章第7節「災害警備計画」に定めるところによる。

第10節 交通応急対策計画

地震・津波の発生に伴う道路及び船舶交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための道路交通等の確保に関する計画は、本編第5章第8節「交通応急対策計画」に定めるところによる。

第11節 輸送計画

地震・津波災害において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送を迅速確実に行うための計画は、本編第5章第9節「輸送計画」に定めるところによる。

第12節 ヘリコプター等活用計画

地震・津波災害時における消防防災ヘリコプターの活用については、本編第5章第29節「ヘリコプター等活用計画」に定めるところによる。

第13節 食料供給計画

地震・津波災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給に関する計画は、本編第5章第10節「食料供給計画」に定めるところによる。

第14節 給水計画

地震発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、本編第5章第11節「給水計画」に定めるところによる。

第15節 衣料・生活必需物資供給計画

地震・津波災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与及び物資の供給に関する計画は、本編第5章第13節「衣料、生活必需物資供給計画」に定めるところによる。

第16節 石油類燃料供給計画

地震・津波災害時における緊急通行車両のガソリン等燃料の確保等についての計画は、本編第5章第14節「石油類燃料供給計画」に定めるところによる。

第 17 節 生活関連施設対策計画

地震・津波の発生に伴い、生活に密着した施設（水道、下水道、電気、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。

これら各施設の応急復旧についての計画は、次のとおりである。

第 1 水道・下水道

地震の発生に伴う水道及び下水道施設の応急復旧についての計画は、本編第 5 章第 12 節「水道及び下水道施設対策計画」に定めるところによる。

第 2 電気

1 応急復旧

電気事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際して、この計画に基づき、直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次被害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

2 広報

電気事業者は、地震・津波により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込等について、テレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

第 3 通信

1 応急復旧

東日本電信電話株式会社北海道東支店、株式会社 NTT ドコモ北海道支社などの電気通信事業者は、地震・津波災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合において、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずるものとする。

2 広報

通信を管理する機関は、地震・津波により通信施設に被害のあった場合は、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

第 4 放送

日本放送協会（NHK）など放送機関は、地震・津波災害発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講ずるものとする。

第 18 節 医療救護計画

地震・津波災害のため、医療機関がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施は、本編第 5 章第 17 節「医療救護計画」に定めるところによる。

第 19 節 防疫計画

地震及び津波災害時における被災地の防疫に関する計画は、本編第 5 章第 18 節「防疫計画」に定めるところによる。

第 20 節 廃棄物等処理計画

廃棄物等の処理の業務に関する計画は、本編第 5 章第 19 節「廃棄物等処理計画」に定めるところによる。

なお、災害廃棄物の処理については、「北海道災害廃棄物処理計画」に基づき、適正かつ円滑、迅速に行うものとする。

また、住民又はその周辺に運ばれた土石、竹林等の除去については、本編第 5 章第 25 節「障害物除去計画」に定めるところによる。

第 21 節 家庭動物等対策計画

地震・津波災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本編第 5 章第 20 節「家庭動物等対策計画」に定めるところによる。

第 22 節 文教対策計画

地震・津波によって、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障のきたした場合の応急対策に関する計画は、本編第 5 章第 21 節「文教対策計画」に定めるところによる。

第 23 節 住宅対策計画

地震・津波災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理に関する計画は、本編第 5 章第 22 節「住宅対策計画」に定めるところによる。

第 24 節 被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下から生ずる二次災害を防止するための安全対策に関する計画は、次のとおりとする。

第 1 応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

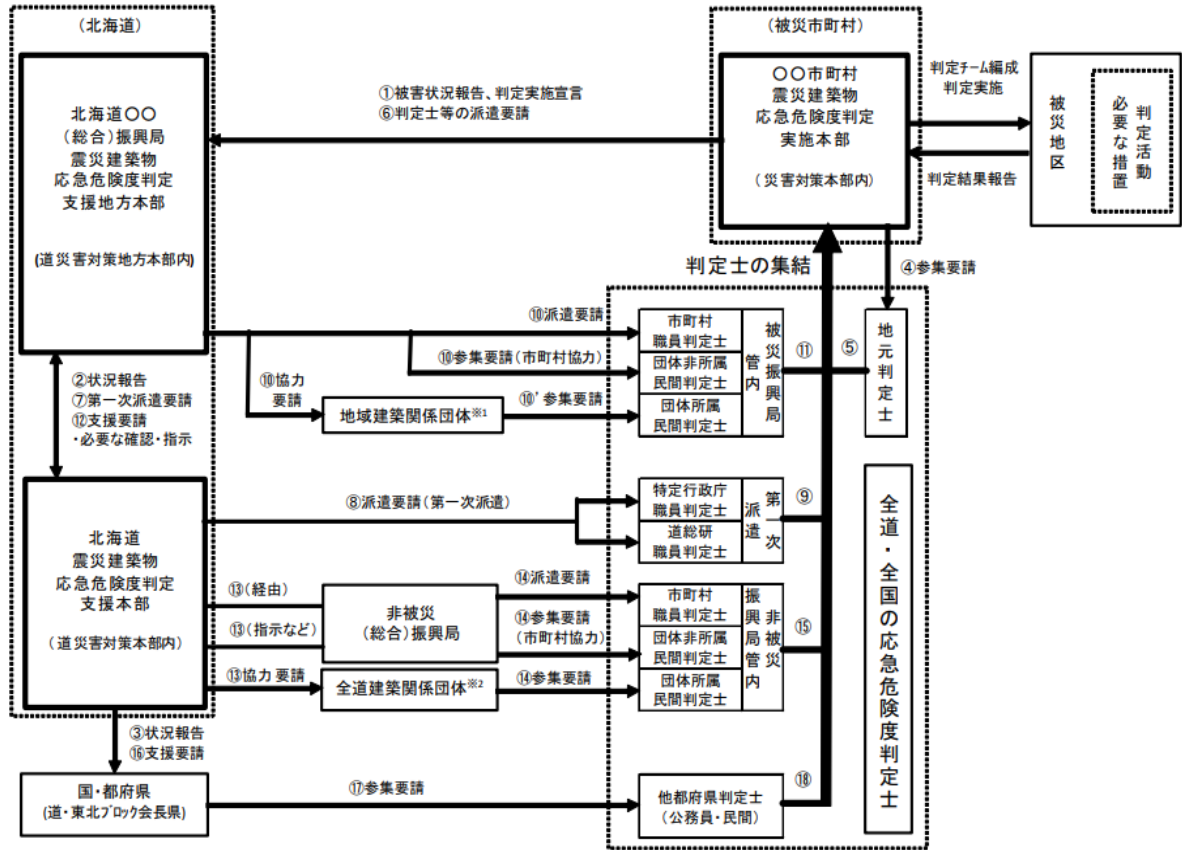
1 活動体制

町及び北海道は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団

体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。

【判定活動体制】



※1 地域建築関係団体:被災地を含む管内で構成する地区協議会の会員である建築関係団体(例:建築士会〇〇支部)
 ※2 全道建築関係団体:全道連絡協議会の会員である建築関係団体(例:建築士会(本部))

2 基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査状況

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査票により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー(赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」)に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
要注意	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
調査済	建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の変更

応急危険度判定は、応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第2 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

1 基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

2 実施主体及び実施方法

(1) 町及び北海道

町及び北海道は連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

(2) 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

(3) 解体等工事業者

関係法令に定める方法により石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等の写しを当該解体等工事の場所に備え置き、A3（42.0cm×29.7cm）以上の大きさを掲示するとともに、全ての石綿含有建材について除去等の作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

(4) 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

第25節 被災宅地安全対策計画

町において本部が設置されることとなる規模の地震・津波災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して、被災宅地危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を図るための計画は、本編第5章第23節「被災宅地安全対策計画」に定めるところによる。

第 26 節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

地震・津波災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の計画は、本編第 5 章第 24 節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」に定めるところによる。

第 27 節 障害物除去計画

地震・津波災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る計画は、本編第 5 章第 25 節「障害物除去計画」に定めるところによる。

第 28 節 広域応援・受援計画

地震等による大規模災害発生時など、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策は、本編第 5 章第 32 節「広域応援・受援計画」に定めるところによるほか、「北海道災害時応援・受援マニュアル」による。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、本編第 5 章第 4 節「避難対策計画」による。

第 29 節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

地震・津波災害に際し、自衛隊法第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請に関する事項は、本編第 5 章第 31 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

第 30 節 災害ボランティアとの連携計画

地震・津波による大規模な災害が生じたとき、災害応急対策を迅速・的確に実施するため、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体等との連携に関する計画は、本編第 5 章第 34 節「災害ボランティアとの連携計画」に定めるところによる。

第 31 節 救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救援活動は、本編第 5 章第 35 節「救助法の適用計画」に定めるところによる。

第4章 災害復旧・被災者援護計画

第1節 災害復旧計画

地震・津波等の災害が発生した際の、速やかな被災施設の復旧及び被災地の復興に関する計画は、本編第8章第1節「災害復旧計画」に定めるところによる。

第2節 被災者援護計画

地震・津波等の災害が発生した際の、被災者に対する適切な援護及び生活再建に向けての住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援に関する計画は、本編第8章第2節「被災者援護計画」に定めるところによる。

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本町における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 推進地域

日本海溝特措法第3条に基づき指定された北海道における推進地域の区域は、次表のとおりである。

【表1 推進地域（令和4年10月3日・内閣府告示第99号）】

函館市、室蘭市、釧路市、帯広市、網走市、苫小牧市、根室市、登別市、伊達市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、枝幸町、雄武町、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

推進地域のうち、日本海溝特措法第9条に基づき指定された北海道における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）の区域は、次表のとおりである。

【表2 特別強化地域（令和4年10月3日・内閣府告示第100号）】

函館市、室蘭市、釧路市、苫小牧市、根室市、登別市、伊達市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、豊浦町、白老町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、大樹町、広尾町、幕別町、豊頃町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、白糠町、別海町、標津町、羅臼町

第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、本編第1章第6節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」とおりである。

第2節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性

第1 想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要

日本海溝及び千島海溝沿いの領域では、プレート境界での地震、地殻内や沈み込むプレート内での地震等、M7 から M8 を超える巨大地震や、地震の揺れに比べ大きな津波を発生させる「津波地震」と呼ばれる地震まで、多種多様な地震が発生しており、幾度となく大きな被害を及ぼしてきた。

令和2年に国が公表した巨大地震モデルにおいて推定された最大クラスの津波断層モデルの地震の規模は、岩手県沖から北海道日高地方の沖合の日本海溝沿いの領域が Mw9.1、襟裳岬から東の千島海溝沿いの領域では Mw9.3 であり、いずれの領域においても、最大クラスの津波の発生が切迫している状況にあると考えられている。

また、東日本大震災を踏まえ、北海道は、これまでに北海道太平洋沿岸で発見された津波堆積物の最新データをもとに、平成24年度に太平洋沿岸における最大クラスの津波を想定した新たな浸水予測を行った。

さらに、令和2年に国が公表した巨大地震モデルをもとに検討を行い、令和3年度に、津波防災地域づくりに関する法律に基づく新たな津波浸水想定の設定を行った。

第2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の特性

想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、北海道が公表した津波浸水想定をもとに、国が用いた手法を参考とし、浸水域内における時間帯別の人口動態等の状況など実態を反映させ、個別の市町村ごとに策定した被害想定（R4）等における被害の特性は、次のとおりである。

1 津波による被害

- (1) 津波による被害が揺れによる被害より甚大である。北海道では、建物被害（全壊棟）は発生する時期・時間体の違いによる差はなく、最大で千島海溝モデルでは約 42,000 棟、日本海溝モデルでは約 130,000 棟となる。
- (2) 人的被害は、冬の夕方まで早期避難者比率が低い場合（津波避難ビル等を考慮しない）が死者数が最大となり、千島海溝モデルで約 106,000 人、日本海溝モデルで約 149,000 人に及ぶ。

これは、人口が多い都市部では浸水域内に商工業施設等が多く、勤務通勤などのため昼から夕方に多くの人が浸水地域内に滞留し、冬は積雪により避難速度が下がることなどから、冬の夕方が最大死者数となるもの。

しかしながら、早期避難者比率が低い場合（20%）から早期避難者比率が高く（70%）、さらに津波情報の伝達や避難の呼びかけが効率的に行われ、指定された津波避難ビルを活用することで死者数は、千島海溝モデルでは 54.7%減の 48,000 人、日本海溝モデルでは 72.5%減の 41,000 人と推計される。

2 揺れに伴う被害

揺れに伴う北海道での全壊棟被害は積雪荷重などの影響により冬の夕方が最大となり、千島海溝モデルは約 6,200 棟、日本海溝モデルは約 120 棟となり、人的被害は冬の深夜で早避難意識が低い場合の死者数は約 160 人と最大になり、液状化や急傾斜地崩壊による全壊棟も約 3,600 棟を超える。

3 積雪・寒冷地による被害の拡大

地震の発生が冬期の場合には、避難路の凍結により避難が困難となり、被害が拡大するほか、積雪による屋根荷重による建物被害の拡大、冬期は火気使用量が増大することから、地震時の出火危険性が高く、火災被害の拡大が予測される。

中央防災会議の被害想定（R3）では、十勝沖・釧路沖の地震で、夏の昼に発生した場合の焼失棟数は約 600 棟であるのに対し、冬の夕方に発生した場合の焼失棟数は約 3,100 棟となる。

4 長周期地震動による被害

2003 年十勝沖地震の際、長周期地震動により、苫小牧でコンビナート火災が発生している。日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、十勝沖地震と同等あるいはそれ以上に震源域が大きく、その地震動は長周期の成分が卓越し、継続時間も長いものと考えられる。

苫小牧が位置する勇払平野から札幌が位置する石狩平野にかけての地域、十勝平野の中でも帯広や十勝川河口部周辺などでは、厚い堆積層で覆われており、地盤の固有周期に応じた周期の長周期地震動の振幅は大きく、継続時間は長くなる。

また、震源域との位置関係や地盤の不規則な構造によって、さらに長周期地震動が増幅されるおそれがある。

【北海道が公表した被害想定(令和4年6月)】(再掲)

○建物被害（全壊棟数）（棟）

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
揺れ	60	160	160
液状化	20	20	20
津波	320	300	300
急傾斜地崩壊	—	—	—
計	400	490	490

○人的被害（死者数）（人）

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
建物倒壊	—	—	—
津波【早期避難率高+呼びかけ】	240	250	250
津波【早期避難率低】	250	250	250
急傾斜地崩壊	—	—	—

* 早期避難率高+呼びかけ（すぐに避難する割合が 70%、津波避難ビルを考慮した場合）
早期避難率低（すぐに避難する割合が 20%、津波避難ビルを考慮しない場合）

○負傷者数（人）

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
避難意識高+呼びかけ	10	20	60
避難意識低	10	20	60

○低体温症要対処者数（人）

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
低体温症要対処者			20

○避難者数（人）

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
避難者		10	

* 浸水域内人口から死者と重傷者を除いた者を避難者として推計。なお、浸水域内全員が避難（内閣府公表ベース）については、別途推計する。

※ 数値は「5以上1,000未満」は一の位を四捨五入、「1,000以上10,000未満」は十の位を四捨五入、「10,000以上」は百の位を四捨五入。「－」はわずかな被害（5未満）。

<参考>

最大津波高等（太平洋沿岸津波浸水想定）			浸水域内における時間帯別人口		
最大津波高	津波到達時間等	浸水面積	昼	夕	深夜
22.3m	7分～23分	3,859m ²	261人	265人	273人

第3節 関係者との連携協力の確保に関する事項

第1 資機材、人員等の配備計画

1 物資等の調達手配

町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材の確保を行うとともに、北海道に対して応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給を要請することができる。

2 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2 他機関に対する応援要請

1 自衛隊派遣要請

自衛隊の派遣要請については、本編第5章第31節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

2 広域応援対策

広域応援の要請については、本編第5章第32節「広域応援・受援計画」に定めるところによる。

第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 津波からの防護

道又は堤防、水門等の管理者は、次の方針・計画等に基づき、各種整備等を行うものとする。

- 1 河川、海岸及び漁港の管理者は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定され得る規模の地震（以下「海溝型地震」という。）が発生した場合は直ちに、水門等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

また、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

- 2 河川、海岸及び漁港の管理者は、津波による被害を防止・軽減するための防潮堤、堤防、水門等の点検や自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画について必要に応じ、別に定めるものとする。

また、水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法についても、特に、冬期において積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすことなく、確実に作動するよう配慮するものとし、必要に応じ、別に定めるものとする。

- 3 町及び北海道等は、必要に応じ、津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、漁港等の整備の方針及び計画を定めるものとする。
- 4 このほか、津波から防護するための施設の整備等については、地震・津波災害対策編第2章第2節「地震・津波に強いまちづくり推進計画」及び地震・津波災害対策編第2章第10節「津波災害予防計画」に定めるところによる。

第2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項及び関係者の連絡体制は、地震・津波災害対策編第2章第10節「津波災害予防計画」及び地震・津波災害対策編第3章第2節「地震・津波情報の伝達計画」に定めるところによるほか、次の事項にも配慮する。

- 1 町及び北海道は、居住者、観光客及び防災関係機関等に対し、津波に関する情報を正確かつ広範に伝達するものとする。

また、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等にも的確に伝わること等に配慮する。

- 2 居住者及び観光客等は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、自ら津波に対する警戒体制をとり、海浜等から退避するとともに、テレビ、ラジオからの津波に関する情報の入手や町及び北海道等による津波に関する情報の伝達を受け、必要に応じた迅速な避難行動に備えるよう努めるものとする。
- 3 町は、北海道等から大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を受けた場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、居住者及び観光客等並びに防災関係機関に対し、必要な情報を周知徹底するものとし、休日・夜間等の勤務時間外や停電時の対応を含め、的確な伝達体制を整備するものとする。

4 第一管区海上保安本部、町及び北海道は、船舶、漁船等に対して速やかに大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を行うものとする。

この場合において、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置をあわせて示すことに配慮する。

5 町、北海道及び防災関係機関は、管轄区域内の被害状況の迅速・確実に把握するための情報収集の経路及びその方法を点検し、災害情報収集伝達訓練等を通じて、被災状況により通常使用している情報伝達網が寸断される可能性があることを考慮し、円滑な情報伝達体制を整備する。

第3 地域住民等の避難行動等

町は、北海道等と協力し、避難対象地区の住民等が、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、次のとおり取り組むこととする。

1 避難対象地区の指定

地震発生時において津波による避難指示の対象となるのは、過去の津波災害の履歴や北海道等が作成した津波浸水予測図又は津波浸水想定区域図における浸水する陸域の範囲等を基本として、海溝型地震が発生した場合において、津波により避難が必要になることが想定される全ての地区（住民）とする。

2 避難の確保

(1) 避難計画の作成

町は、北海道の指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画や地域防災計画津波対策編等（全体計画・地域計画）の策定に取り組むとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの具体的な避難支援計画（個別プラン）の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

なお、次の事項について関係地区住民にあらかじめ十分周知するとともに、各種防災施設の整備等の状況や防災訓練などによる検証を通じて避難計画の内容を見直していくものとする。

ア 地区の範囲

イ 想定される危険（浸水域）の範囲

ウ 津波からの避難場所（屋内、屋外の別）

エ 指定緊急避難場所に至る経路

オ 避難指示の伝達方法

カ 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等

キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装等）

(2) 町は、津波に関する被害想定や避難に関する情報等を視覚的に表したハザードマップを作成し、住民への周知に努める。また、避難場所から避難所への避難経路、防寒機能を備えた屋内の避難所への二次避難の経路等について考慮する。

- (3) 町は、指定緊急避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努めるものとする。
- (4) 避難対象地区の居住者等は、避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努める。
- (5) 避難のための指示
- ア 町長は、大津波警報（特別警報）・津波警報が発表された場合又は海面監視により異常現象を発見した場合、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対して、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行う。また、津波注意報が発表された場合は、海浜等にある者に対し、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう指示を行う。地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときも、同様の措置をとるものとする。
- また、津波襲来が切迫している場合にあつては、必要に応じ最寄りの高台などに緊急避難するよう指示するものとする。
- イ 町は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対し、海岸等からの退避、テレビ、ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するものとし、町長は、必要と認める場合には、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行う。
- ウ 避難指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。
- (6) 避難指示の発令
- 町長は、次の点に留意し、発令基準を定め、(5)により、適切に避難の指示を行うものとする。
- ア 北海道又は法令に基づく機関から大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報の伝達を受けた場合及び報道機関の放送等により大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報の発表を認知した場合
- イ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認めるとき。
- ウ 海面監視により異常現象を発見した場合等その他住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったとき。
- (7) 避難場所の指定
- ア 町は、避難所の指定に当たっては、耐震性に配慮し、原則として要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を定めるものとする。

イ 町は、高台への避難に相当な時間を要する平地における避難場所の指定に当たっては、耐震性・耐浪性や浸水深に配慮したうえで、建築物を避難場所に指定するいわゆる津波避難ビルの活用、人工高台（築山）等の整備を進めるものとする。

(8) 避難場所の維持・運営

ア 町は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。

イ 町は、避難場所への津波警報等の情報の提供、特に冬期における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所等の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の確保について配慮するものとする。

ウ 避難した居住者等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難場所の運営に協力する。

3 避難場所における救護

避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) 避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は、次のとおりとする。

ア 受入施設への受入れ

イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給

ウ その他必要な措置

(2) アに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

ア 流通在庫の引渡し等の要請

イ 北海道に対する物資等の供給要請

ウ その他必要な措置

4 避難行動要支援者の避難支援

他人の支援を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

(1) 町は、あらかじめ在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難に当たり他人の支援を要する避難行動要支援者の人数及び支援者の有無等の把握に努めるものとする。

(2) 津波の発生のおそれにより、町長より避難指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの避難支援は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・自主防災組織が指定する者が担当するものとし、町は、避難支援に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

(3) 海溝型地震が発生した場合、町は、(1)に掲げる者を受け入れる施設のうち自ら管理するものについて、受け入れする者等に対し、必要な救護を行うものとする。

5 避難誘導等

(1) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

- (2) 町は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。
- (3) 町は、現地の地理に疎い観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり、津波注意、指定緊急避難場所及び津波避難ビルを示す標識を設置するなどして、円滑な避難誘導のための環境整備に努めるものとする。
また、津波注意、指定緊急避難場所及び津波避難ビルを示す標識の設置に当たっては、国が示した統一標識のデザインを使用するよう留意するものとする。
- (4) 町及び防災関係機関は、避難経路の除雪・防雪・凍結防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 町は、救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

6 意識の普及・啓発等

町及び北海道は、地域住民等が「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて冬期の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、津波避難に関する意識啓発のための方策を実施するものとする。

このほか、避難対策等については、本編第4章第7節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」、本編第4章第17節「積雪・寒冷対策計画」、本編第5章第7節「災害警備計画」、地震・津波災害対策編第2章第8節「避難体制整備計画」、地震・津波災害対策編第2章第10節「津波災害予防計画」、本編第5章第4節「避難対策計画」及び地震・津波災害対策編第3章第8節「津波災害応急対策計画」に定めるところによる。

第4 交通対策

1 道路

- (1) 町、国及び北海道は、居住者等が津波襲来時に安全かつ迅速に避難することができるよう、津波浸水区域内の次の避難路について改良、拡幅、かさ上げ等の改修整備に努める。
 - ア 国道 336 号
 - イ 道道大津旅来線、道道大津長節線、道道湧洞線
 - ウ 津波浸水区域内の各町道
 - エ 国道 336 号津波指定緊急避難場所及びトンケシ津波指定緊急避難場所に接続する避難路
- (2) 町、北海道警察及び道路管理者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、住民の安全確保を最優先するよう、相互に協議、連携し、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。
- (3) 道路管理者は、冬期においては、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路等の除雪体制を優先的に確保する対策を講ずるものとする。

2 海上

第一管区海上保安本部及び漁港管理者は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置について、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ必要な措置を講ずるものとする。

3 交通応急対策等

このほか、地震・津波の発生に伴う交通応急対策等については、本編第5章第8節「交通応急対策計画」及び本編第5章第7節「災害警備計画」に定めるところによる。

第5 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、各公共施設、学校等の管理上の措置は、概ね次のとおりとし、施設ごとの具体的な措置内容は、施設ごとに別に定める。

(1) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の入場者等への伝達

海岸近くにある施設については、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに避難するよう入場者等に対し、伝達する。

なお、伝達の方法等については、次の事項に留意する。

ア 入場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずること。

イ 避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報をあわせて伝達するよう努めること。

(2) 入場者等の避難のための措置

(3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(4) 出火防止措置

(5) 飲料水、食料等の備蓄

(6) 消防用設備の点検、整備

(7) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(8) 防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 豊頃町災害対策本部又は必要に応じて設置される現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）が置かれる庁舎等には、1の（1）のほか、次に掲げる措置をとるものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 避難所又は応急救護所が置かれる学校、社会教育施設等の管理者は、（1）に掲げる措置を講ずるとともに、町が開設する避難所又は応急救護所に必要な資機材の搬入に協力するものとする。

3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波襲来に備え、安全対策措置を定めるとともに、津波が襲来するおそれがある場合は工事を中断し、作業員の安全確保を図るものとする。

第6 迅速な救助

- 1 町は、消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備について、北海道に対し、必要に応じて、適切な助言等を求めるものとする。
- 2 町は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。
- 3 町は、消防団への加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る取り組みについて、北海道に対し、必要に応じて、適切な助言等を求めるものとする。

第7 消防機関等の活動

- 1 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。
 - (1) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の情報の的確な収集及び伝達
 - (2) 津波からの避難誘導
 - (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成に対する支援
 - (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

第8 水道、電気、ガス、通信、放送関係

- 1 水道
水道管理者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。
- 2 電気
 - (1) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、冬期の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏期の熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。
 - (2) 北海道電力ネットワーク株式会社池田ネットワークセンターが行う火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの解放等の措置に関する広報、重要施設への電力供給のための体制確保、優先復旧の手順の作成等の措置は、別に定めるところによる。
- 3 ガス
ガス事業の管理者等が行う火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるガス栓の閉止等に関する広報等の措置は、別に定めるところによる。

4 通信

- (1) 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保（非常用電源を含む。）、地震発生後の輻輳等の対策を実施するものとする。
- (2) 東日本電信電話株式会社北海道東支店、同株式会社 NTT ドコモ北海道支社が行う電源の確保、通信手段の多重化・多様化に係る対策、地震発生後の輻輳対策等、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策等の措置は、別に定めるところによる。

5 放送

- (1) 放送事業者は、放送が居住者及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の居住者及び観光客等に対しては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。
- (2) 放送事業者は、北海道、町及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波に関する情報等、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。
- (3) その他、指定公共機関（日本放送協会帯広放送局等）が行う措置は、別に定めるところによる。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、その必要性及び緊急度に従い、概ね5年を目途として行うものとする。

第1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 整備方針

- (1) 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うものとする。
- (2) 交通、通信その他積雪寒冷地域における地震防災上必要な機能が確保されるよう配慮して行うものとする。
- (3) 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

2 整備すべき施設

- (1) 避難所及び指定緊急避難場所の整備
地震、津波発生時における避難住民の安全確保のための避難所及び築山等の指定緊急避難場所

(2) 避難路の整備

住民が避難所等へ避難する際の安全を確保するため、避難路の管理者等は、維持補修等所要の整備に努めるものとする。

《主要避難路》

- ・町道各路線
- ・国道 38 号、国道 336 号
- ・道道各路線（大津旅来線、大津長節線、旅来豊頃停車場線、湧洞豊頃停車場線、湧洞線、帯広浦幌線、豊頃糠内芽室線、尾田豊頃停車場線、利別牛首別線、十弗浦幌線）
- ・国道 336 号津波指定緊急避難場所及びトンケシ津波指定緊急避難場所に接続する避難路
- ・林道大津長節線（防災協定を締結した私道等を含む。）

(3) 避難階段、避難タワー及び津波救命艇

(4) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設及び消防用資機材

(5) 消防活動を行うことが困難である区域の解消に資する道路

(6) 緊急輸送を確保するため必要な道路、ヘリポート

(7) 津波からの円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設

(8) 避難路若しくは緊急輸送道路及び人家の地震防災上必要な砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

(9) 公的医療機関、社会福祉施設、学校等多数の者が出入りする公共建造物の改築又は補強

(10) 漁港施設等のうち船揚場、共同利用施設等のかさ上げ及び漂流物対策等の減災対策整備

(11) 農業用排水施設で、避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上改修等整備が必要なもの

(12) 地域防災拠点施設

(13) 防災行政無線設備その他の施設又は設備

(14) 飲料水、食料、電力等の確保のため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備

(15) 救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫

(16) 負傷者を一時的に受け入れ、保護するための救護設備その他の設備又は資機材

(17) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を地下に收容するための施設

第2 建築物、構造物等の耐震化の推進

1 建築物の耐震化

- (1) 既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- (2) 防災拠点や公共施設の耐震診断を行い、施設の耐震性の向上を図る。
- (3) 防災関係機関及び多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関の応急対策上重要な施設管理者は、非構造部材の耐震対策を含めた耐震性の確保に積極的に努めるとともに、指定緊急避難場所・指定避難所に指定されている施設については、あらかじめ必要な諸機能の整備に努める。
- (4) 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- (5) 建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策など総合的な地震安全対策を推進する。

2 ライフライン施設等の耐震化

- (1) 町及び防災関係機関は、主要な道路、鉄道、漁港等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。
- (2) 町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たって、耐震性の確保に配慮し、耐震設計やネットワークの充実に努める。
- (3) 町、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- (4) 町、北海道及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。

3 長周期地震動への対応等

- (1) 町及び防災関係機関は、国、関係機関による長周期地震動に関する理論的研究及び長大構造物に及ぼす影響に対する専門的な調査研究の成果等を踏まえ、長周期地震動対策の検討、推進を図るものとする。
- (2) このほか、建築物、構造物等の耐震化の推進については、地震・津波災害対策編第2章第2節「地震・津波に強いまちづくり推進計画」及び本編第4章第9節「建築物災害予防計画」に定めるところによる。

第6節 防災訓練計画

第1 防災訓練の実施

- 1 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び住民、自主防災組織との協調体制の強化を目的として、海溝型地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達、その他の災害応急対策を中心とする。
- 3 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、北海道に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 4 町は、北海道、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 動員訓練及び本部運営訓練
 - (2) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の情報収集、伝達訓練
 - (3) 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各指定緊急避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に北海道及び防災関係機関に伝達する訓練
- 5 防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の応急行動の習熟を図るよう努めることとする。
- 6 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

第2 学校における津波防災訓練の実施等

避難対象地域に所在する学校は、津波警報の発令等を想定した津波避難訓練を行う。また、町及び防災関係機関等が実施する訓練に可能な限り参加するよう努めるものとする。

このほか、防災訓練の実施については、本編第4章第2節「防災訓練計画」に定めるところによる。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第1 町職員等に対する教育

- 1 災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。
- 2 職員に対する防災教育は、災害対策本部等に係る各班の所掌事務を踏まえ、各部署、各機関ごとに行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。
 - (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - (2) 地震・津波に関する一般的な知識
 - (3) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
 - (5) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - (6) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題
 - (7) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

第2 住民等に対する教育・広報

- 1 町は、関係機関と協力して、住民等に対する教育・広報を実施するとともに、住民等に対する教育・広報に関し、必要な助言を行うものとする。
- 2 教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。
 - (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - (2) 地震・津波に関する一般的な知識
 - (3) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - (5) 正確な情報の入手方法

- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
 - (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
 - (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
 - (11) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品
- 3 住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及・啓発に努めるものとする。
- 4 教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた具体的な手法により、自助努力を促し、地域防災力の向上を図ることも留意しながら、実践的な教育・広報を行うものとする。

第3 その他の教育・広報

1 児童生徒等に対する教育・広報

学校においては、児童生徒等に対し、次の事項に配慮して学年等に応じた実践的な教育を行うものとする。

- (1) 過去の地震及び津波災害の実態
- (2) 地震や津波の発生の仕組みと危険性
- (3) 地震や津波に対する身の守り方と心構え
- (4) 地域における地震・津波防災の取組 等

2 防災上重要な施設管理者に対する教育・広報

町は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮するものとし、防災上重要な施設の管理者は、防災関係機関が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

3 自動車運転者に対する教育・広報

町、北海道及び北海道公安委員会は、自動車運転者がとるべき措置について、教育・広報に努めるものとする。

4 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

このほか、地震防災上必要な教育及び広報については、地震・津波災害対策編第2章第1節「住民の心構え」及び地震・津波災害対策編第2章第3節「地震・津波に関する防災知識の普及・啓発」に定めるところによる。

第8節 地域防災力の向上に関する計画

海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の災害状況によっては地震発生直後の応急対策活動に時間を要する可能性もあることから、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の原点に立って、住民自ら可能な防災対策を実践することに加え、地域住民、事業所、自主防災組織の参加・連携による地域防災力の向上が重要である。

第1 住民の防災対策

- 1 住民は、家庭又は職場において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。
- 2 住民は、平常時から地震・津波に対する備えを心がけ、地震防災に関わる研修や訓練等への参加などを通じて、実践的な災害対応能力を身につけるよう努めるものとする。
- 3 平常時及び地震発生時の住民の心得等については、地震・津波災害対策編第2章第1節「住民の心構え」に定めるところによる。

第2 自主防災組織の育成等

- 1 住民は、地域の自主防災組織に積極的に参加し、地域の防災に寄与するよう努めるものとする。
- 2 町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。
- 3 このほか、自主防災組織の育成等については、本編第4章第5節「自主防災組織の育成等に関する計画」に定めるところによる。

第3 事業所等の防災対策

- 1 事業所を営む企業は、災害時に企業の果たす役割（従業員・顧客等の安全の確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。
- 2 不特定多数の者が出入りする施設、危険物取扱施設等の施設又は事業を管理・運営する事業者は、町、防災関係機関及び地域住民等との連携にも配慮し、防災対策を実施するものとする。

第9節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

日本海溝・千島海溝沿いでは、Mw7.0以上の地震が発生した後、数日程度の短い期間において、Mw8クラス以上の地震が続いて発生するなど、後発地震が発生した事例もあることから、実際に後発地震が発生する確率は低いものの、巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、国からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信を受け、町から地域住民に対して注意を促すものとする。

第1 後発地震への注意を促す情報等の伝達

- 1 後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達については、気象庁及び消防庁からの伝達を北海道で受けた後、町に伝達される。
- 2 町は、後発地震への注意を促す情報等の伝達を受けたときは、次の事項に配慮する。
 - (1) 防災行政無線や緊急速報メール等の活用、地域の自主消防組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範囲に伝達を行う。
 - (2) 地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮する。
 - (3) 状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用いて、反復継続して行うよう努める。
 - (4) 外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。

第2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

町は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。

第3 災害応急対策をとるべき期間等

町は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

第4 町のとるべき措置

町は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、北海道と連携し、地域住民に対し、日頃からの地震への備えの再確認や円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防止対策をとる旨を呼びかける。

また、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

第 10 節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

津波避難対策緊急事業を行う地区ごとに、実施すべき事業の種類並びに目標及び達成期間は、次のとおりとする。

津波避難対策緊急事業を行う地区名	津波から避難するために必要な緊急に実施されるべき事業の種類	目標	達成時期
大津地区	避難路その他の避難路の整備事業	2箇所	令和5年度 ～令和9年度

豊頃町地域防災計画【地震・津波災害対策編】

発行：豊頃町防災会議（事務局：総務課）

住所：〒089-5392 北海道中川郡豊頃町茂岩本町 125 番地

TEL：015-574-2211 FAX：015-574-3750

発行年月日：令和5年●月